

第5次 小平市こども読書活動推進計画

—こどもが本と出会うために—



令和7年3月

小平市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の目的	4
2 計画の位置付け	5
3 計画策定の背景	5
第2章 第4次計画期間における成果と課題	8
1 第4次計画期間における成果	8
2 第4次計画期間中における読書を取り巻く状況の変化	9
3 第4次計画期間からの課題	11
第3章 小平市におけるこどもの読書活動の現状と今後の課題	13
1 第5次計画策定に向けてのアンケート調査の実施について	13
2 アンケート調査の結果と分析	13
第4章 第5次計画の方向性	21
1 計画の位置付け	21
2 計画の期間及び対象	21
3 計画の目標	21
4 課題から導いた施策	22
5 第5次計画（令和7年度～令和11年度）取組項目一覧	23
第5章 具体的な取組	24
1 家庭における読書活動の推進	24
2 学校等における読書活動の推進	25
3 図書館・地域における読書活動の推進	29
第6章 計画の推進と評価	35

参考資料	37
（資料１）「第５次小平市こども読書活動推進計画」に関するアンケートの集計について	38
（資料２）第５次小平市こども読書活動推進計画策定の基本方針	66
（資料３）関係法令等	68
（資料４）小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）	74
（資料５）小平市図書館協議会委員名簿	75
（資料６）小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議設置要綱	76
（資料７）小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議 委員名簿	77
（資料８）市民意見公募（パブリックコメント）	78

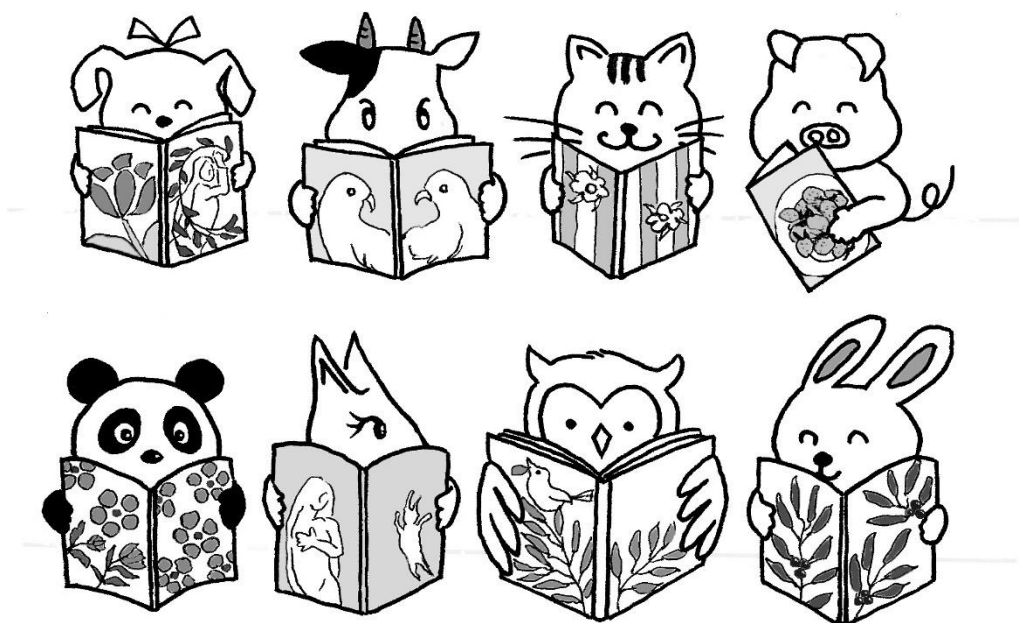
用語の使い方について

【こども】の表記について

本計画の「こども」の表記については、施設名や法令名等の固有名詞で「子ども」や「子供」とされているものや、出典元が「子ども」や「子供」と表記している場合を除き、原則として「こども」と表記しています。

【障がい】の表記について

本計画では、施設名や法令名等の固有名詞で「障害」とされているものや出典元が「障害」と表記している場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」抜粋）

そうしたこどもの読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、小平市では平成17年3月に「小平市子ども読書活動推進計画」を策定し、以後5年毎に第4次計画まで策定し、家庭・学校・図書館・地域のそれぞれが果たすべき役割と関係機関の連携による取組について、毎年進捗状況の点検、評価を行ってきました。

前計画の「第4次小平市子ども読書活動推進計画」が令和6年度末で終了することから、急速に変化する社会情勢を鑑み、またこどもの読書にかかるアンケート調査から課題を明らかにし、令和7年度から11年度までを計画期間とする「第5次小平市こども読書活動推進計画」を策定します。

国は令和5年6月に閣議決定した教育振興基本計画の中で、現代は将来の予測が困難な時代であり、2040年以降の社会を見据えたとき、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点と、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考えを重視し、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。また、実現のために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要があると述べています。

令和5年2月に、「第二次小平市教育振興基本計画（令和5年度～令和14年度）」が策定されました。その中で、前計画に引き続き「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人」を目指す人間像として掲げ、その実現に向け、「学び・体験を通じて お互いに認め合い 励まし合い 共に生きるまち小平」の基本理念に基づき施策をまとめ、取組を推進するとしています。

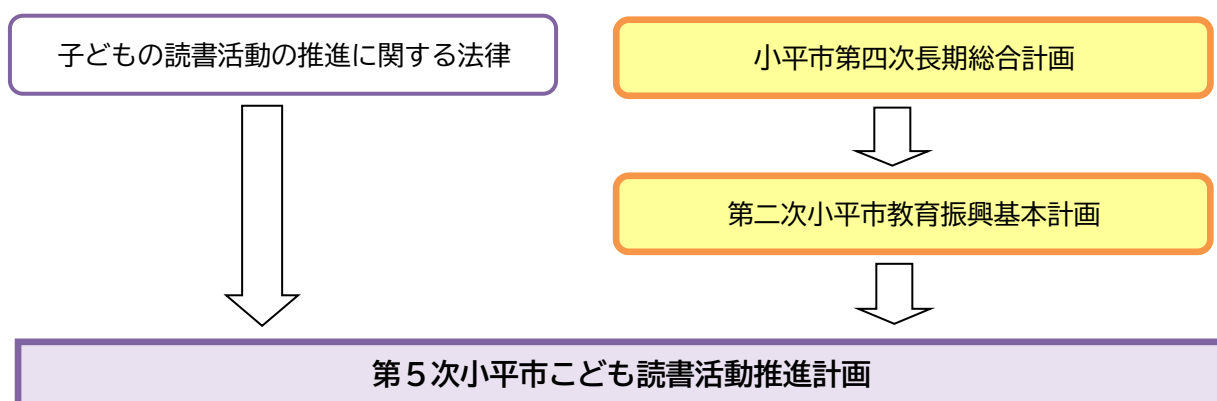
読書は、こどもの資質・能力を育むうえで、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うことができることから不可欠であるといわれ、また多くの知識を得て、多様な人々や文化への理解を深めることができるともいわれています。こどもたちが成長して社会の創り手となったとき、こどもたちにとっての選択肢が一つでも多くなることを望み、総合的に生きる力を身に付けること、また自身の人生を深めることにもつながる読書の大切さを、発達段階に応じた取組でこどもたちに伝えていくことが重要と考えます。

本計画は、これらを踏まえつつ、こどもが心豊かな人間性を育むために、自主的な読書活動を進めることができるよう家庭・学校・図書館・地域が連携した環境の整備・充実を図ることを目的としています。

2 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)」第9条第2項の規定に基づくものであり、小平市におけるこどもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定します。

また、この計画は、「第二次小平市教育振興基本計画」の個別分野の計画とし、同計画及び市の最上位計画である「小平市第四次長期総合計画(令和3年度～令和14年度)」との整合を図ります。



3 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大(以下「コロナ禍」と表記)の影響や、GIGAスクール構想によるICT環境の整備等によって、小・中学校における児童・生徒向けの1人1台端末の配置と、高速大容量の通信ネットワークの整備が実現し、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化してきました。

ICTの進展は、こどもの読書活動にも影響を与えていると見られ、こどもたちの生活習慣に大きな変化をもたらし、年齢が上がるにつれて多様化したデジタルのコミュニケーションツールを駆使するため、読書活動に費やす時間が少なくなっていると考えられます。

実際、小学校6年生、中学生を対象に行った令和6年度の全国学力テスト(文部科学省)と合わせて行われた児童・生徒への質問調査では、平日1日にスマートフォンでのSNS利用や動画視聴に費やす時間を「1時間以上」と答えた小学生は50%程度、中学生は79%程度を占め、「3時間以上」と答えた小学生は20%程度、中学生では32%程度を占めているという結果が出ています。

(2) 国の動き

① こどもの読書活動の推進に関する基本的な計画

国におけるこどもの読書活動推進に関する動向としては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、こどもの読書活動推進に関する基本的な理念を定めました。

また、平成14年8月には第一次計画となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画、令和5年3月に第五次計画とおおむね5年おきに計画が策定されました。

最新の第五次計画では、以下の4点が基本的方針として掲げられています。

- ア 不読率¹の低減
- イ 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ウ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- エ 子どもの視点に立った読書活動の推進

コロナ禍以降、学校の臨時休校や図書館の臨時休館などが、小・中・高校生の不読率上昇へ影響を及ぼした可能性があるとし、第五次計画では、具体的な不読率低減に向けた取組が示されています。

また、障がいのあるこどもや日本語の指導が必要なこどもなど、多様なこどもたちにも読書の機会が確保されるための環境整備が必要であるとし、GIGAスクール構想やデジタル田園都市国家構想総合戦略にも触れながら、「アクセシブルな書籍（視覚障害者等が利用しやすい書籍）」を取り入れるなど、教育のDX化を推進する重要性も説明されています。

こどもの読書活動の推進にあたっては、家庭、学校、地域等が中心となって、様々な機関や団体、人々との連携を図るとともに、共通の認識を持って社会全体で取り組む必要があるとされています。

② 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」

視覚障がい者等への読書環境整備のため、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、それを受けて令和2年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備に関する基本計画」が策定され、アクセシブルな電子書籍の充実、視覚障がい者等の読書環境整備などの方針が示されています。

¹ 不読率：1か月に1冊も本を読まなかったこどもの割合

(3) 東京都の動き

東京都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受けて、平成15年3月に第一次計画となる「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、その後平成21年3月に第二次計画、平成27年2月に第三次計画、令和3年3月に第四次計画を策定し、最新の第四次計画においては、以下の4点が基本方針として掲げられています。

- ① 乳幼児期からの読書習慣の形成
- ② 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- ③ 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- ④ 読書の質の向上

国と同様、小・中・高校生の不読率の低減に向けた取組を行う必要があるとしています。特に高校生の不読率が高く、中学生までに読書習慣が形成されていない傾向がみられることから、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要であると課題を呈しています。

そして、学校での読書指導においては、学習指導要領に規定されている項目から、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指すとしています。

また、一人ひとりが読書の幅を広げ、読書に主体的に関わる態度を身に付けることなどから読書の質を向上させ、生涯にわたる学びにつながる取組が大切であること、また特別な配慮を必要とするこどもたちに対しても同様に、読書環境の整備・充実を図ることを目指すとされています。

(4) 小平市の動き

小平市では、第1次計画となる「小平市子ども読書活動推進計画」を平成17年3月に策定し、その後平成22年3月に第2次計画、平成27年3月に第3次計画、令和2年3月に第4次計画を策定し、こどもの読書環境の整備、こどもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

令和5年4月には、小平市立小・中学校の図書館に配置されている「学校図書館協力員」を「学校司書」へ名称変更するとともに、勤務日数についても令和6年4月から拡大し、学校図書館への支援を進めてきました。

今後5年間の施策の方向性を示す「第5次小平市こども読書活動推進計画」を策定するにあたり、国及び東京都の計画、また「第二次小平市教育振興基本計画」における図書館の取組の方向性を踏まえ、乳幼児からの切れ目のない読書活動の推進や、情報拠点としての機能を充実させる取組と同時に、単に読書を楽しむという観点も大事にしながら、家庭・学校・地域と連携しながらこどもの読書環境の整備に努めます。

第2章 第4次計画期間における成果と課題

1 第4次計画期間における成果

第4次計画においては、計画の目標を（１）幼い時期における読書活動の推進、（２）読書習慣が継続するための取組の推進、（３）学校図書館との連携・協力体制の充実とし、家庭、学校、図書館・地域を始めとした社会全体でその取組を実施してきましたが、期間の前半には、コロナ禍により学校の休校や図書館の休館をはじめとして、こども読書活動にかかる様々な事業が中止、延期、縮小などの影響を受けました。その中において、この期間中の成果としては以下のようなものが挙げられます。

（１）幼い時期における読書活動の推進

こどもの年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向がみられることから、幼い時期に読書習慣が身に付くような施策に取り組みました。

- コロナ禍の影響を考慮しつつ、ブックスタートやおはなし会、乳幼児タイムなどを開催

（２）読書習慣が継続するための取組の推進

小・中・高校生が生活の中で身近な学校図書館を活用するとともに、地域の市立図書館を利用して、本に興味・関心を持ってもらい、読書習慣が継続していくよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組みました。

- 中高生が大賞本を選定し、同世代に薦めるティーンズ委員会を開催
- 図書館の行事や利用案内などを小平市報1面（令和4年1月1日号、令和4年8月5日号、令和6年8月5日号）や市ホームページトップ画面にて広報



小平市ホームページ「図書館特集（令和6年8月）」

(3) 学校図書館との連携・協力体制の充実

こどもの読書環境をより充実させるために、学校図書館との連携・協力体制の充実に取り組みました。

- 市立全小・中学校に1名ずつ配置している学校図書館協力員の名称を学校司書に変更（令和5年4月）
- 学校司書の配置日数上限を年間105日から125日へ拡大（令和6年4月）

この期間のその他の取組として次のようなものが挙げられます。

- 宅配貸出サービス対象者を妊産婦等も含めた来館困難者へ拡大（令和5年4月）
- 小金井市、東大和市との図書館相互利用の開始（令和5年5月）

コロナ禍が、こどもの不読率の上昇に影響を与えたことが言われていますが、この間、GIGAスクール構想による児童・生徒への1人1台端末の配備とICT環境の整備が大きく進み、こどもの学びの環境は大きく変化してきました。

2 第4次計画期間中における読書を取り巻く状況の変化

第4次小平市子ども読書活動推進計画の期間中に、以下のような読書環境を取り巻く状況の変化があることから、本計画においてはこれらのことを踏まえ策定しています。

(1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の制定と「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）の策定

これらの法律には基本的な方針として次の3点が挙げられています。

（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】）

- ① アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
 - ・ アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
 - ・ 視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

- ② アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
 - ・ 公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
 - ・ アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。
- ③ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮
 - ・ 読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

(2) 学習指導要領の改訂（文部科学省）

学校における学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となりました。文部科学省は、「これからの教育課程の理念」の中で、社会に開かれた教育課程として、以下の3点を挙げています。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(3) G I G Aスクール構想による学校の I C T環境の整備等による読書環境の変化

- ① 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークが一体的に整備されることで、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境が実現しつつあること。
- ② これまでの教育実践と最先端の I C Tのベストミックスを図り、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出すことができるようになること。

(4) 図書館における電子書籍等の導入の進展

コロナ禍における非来館サービスの一環として、国による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して電子書籍を導入した公立図書館が全国的に増加しました。

また、地域資料をデジタル化して公開するデジタルアーカイブなどの取組も普及してきました。

これらのデジタルコンテンツは、音声読み上げ、読み上げ箇所のハイライト、拡大や色の反転、機械翻訳など、紙の資料では実現できなかった特徴を持っています。

今後需要が高まっていくと想定される電子書籍ですが、図書館向けのコンテンツが少ないという現状があります。

(5) 新しい図書館の計画

小川西町図書館は、令和8年度に小川駅西口地区市街地再開発事業により整備される小川駅西口新公共施設への移転が予定されています。この施設のコンセプトは、「多世代の多様な活動が重なり合う」「回遊や滞在による、にぎわいの創出」「本と多様な活動が重なり合う創造空間」を打ち出しており、小平市の既存の図書館になかった特徴として、閲覧スペースの充実や開館時間の拡大などを検討しています。

3 第4次計画期間からの課題

第4次小平市子ども読書活動推進計画からの課題として、以下のようなことが挙げられます。

(1) 小・中・高校生世代の不読率の上昇

不読率の上昇は全国的な傾向として表れており、特に年齢が上がるにつれて読書離れは顕著になっています。当市のアンケート調査は、コロナ禍の影響が無くなった令和6年2月から3月にかけて実施しており、コロナ禍による活動の制約がなくなり読書以外の様々な活動に時間を費やすようになっていることも考えられます。

今後も国や東京都の調査なども比較して分析するとともに、学校や市立図書館等が連携し、発達段階に応じた読書活動の推進に引き続き取り組む必要があります。

(2) 多様なこどもたちへの読書バリアフリーの推進

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障がい等のあるこどもが学校図書館を利用しやすくなるような施策が求められています。

対象としては、視覚障がい、ディスレクシア（学習障がいの一種で、視覚に障がいがあり読み書きに関して困難がある症状）、母語が外国語など、様々な要因で読書が困難なこどもが挙げられますが、従来の紙の書籍だけでは対応が難しい場合も含まれており、デジタル技術の活用も含めた検討が求められます。

(3) G I G Aスクール構想でのタブレット端末を使った対応

G I G Aスクール構想により、各市立小・中学校にはW i - F i環境が整備され、児童・生徒一人ひとりにタブレット端末が配付され授業等で活用されるようになってきました。

図書館では、学校の授業等でも使うことができるデジタルコンテンツを充実させることが求められています。

(4) こどもの視点に立った事業の推進

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」の考え方に則り、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映が求められています。本計画の策定に当たっては、アンケート調査を小平市立小・中学校の全児童・生徒及び市内の高校に在学する高校生や未就学児の保護者を対象に実施し、幅広く意見を聴取しました。引き続き、こどもの意見を聴取する機会を設けていく必要があります。

第3章 小平市におけるこどもの読書活動の現状と今後の課題

1 第5次計画策定に向けてのアンケート調査の実施について

小平市のこどもの読書状況を把握するため、市内の未就学児の保護者と、小・中・高校生の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました（38ページ参照）。その結果、コロナ禍以降のこどもの読書環境の変化や、東京都も課題に挙げている、成長とともに読書離れが進んでいくという状況等が本調査でも明確に分かりました。

2 アンケート調査の結果と分析

（1）不読率の上昇とこどもの読書における環境整備

令和5年度「国語に関する世論調査」（文化庁）における全国16歳以上の個人に対する調査では、1か月に1冊も本を読まない人が5年前と比べ約15%増加し62.6%という結果になりました。当市が行ったアンケート調査の結果でも、高校生は1か月に1冊も本を読んでいない割合が半分以上となっています。過去5年間は、コロナ禍により図書館が休館していた時期もあり、小・中・高校生の不読率に影響を与えたと言われていますが、実際、今回行った就学児童・生徒のアンケート調査で、「学校図書館をほとんど利用しない」という小学生は52.3%、中学生72.0%、高校生77.9%となっています。小平市立図書館について「ほとんど利用しない」という小学生は55.8%、中学生80.1%、高校生88.2%となっています。

学校図書館を利用しない理由として、小・中・高校生とも「読書が好きではない」から学校図書館を利用しないという回答は11%～20%で、「忙しくて時間がない」が49%～70%で一番多い回答でした。小平市立図書館を利用しない理由も同様に、「忙しくて時間がない」が49%～59%で一番多い回答でした。

「読書が好きですか」という質問に「好き」と回答したのは小学生62.1%、中学生50.0%、高校生58.7%という結果が出ており、令和元年調査時と比べ、高校生では2.0ポイント上がりましたが、小学生で15.9ポイント、中学生で10.8ポイント下がっています。

「読書が好き」と回答した人に、好きになったきっかけについて質問したとこ

ろ、令和元年及び令和6年の調査では両方とも「面白い本に出会ったこと」との回答が一番多くみられました。知識や語彙力、読解力などが身に付くといわれる読書ですが、まずは本の魅力を感じる機会を創出することが大事であるとわかります。

また、アンケート調査の中で、小学生から「図書館の使い方がわからない」という意見がありましたが、読書習慣が形成され、継続していけるかどうかの分かれ道となる小学校及び中学校への移行段階に、指導・支援する側も認識を持ち、切れ目のない支援を行うことが必要です。

(2) 乳幼児を対象とした事業

市立図書館では、乳幼児に向けた取組を様々実施していますが、令和6年の未就学児に向けたアンケート調査において「図書館を利用する」という割合は80.8%で、令和元年調査より10.4ポイント上がりました。令和元年の調査は幼稚園・保育園だけで実施しましたが、令和6年調査では市立図書館利用者にも館内で配布したため、前回調査より図書館利用者が増えているという結果が出ていることも考えられます。利用については「月2～3回」が36.1%、「月1回」が25.4%の順で高くなっています。

しかし、図書館のイベントに参加したという回答は、令和元年調査より減少しています。この5年間は、図書館が休館中の時期もあり、イベントが実施できなかったことから、コロナ禍の影響が出ているものと考えられます。

今回のアンケート調査で、イベントに参加したことがない理由の回答として多かったのは「平日は参加できない」、「忙しくて参加できない」というものでした。また、イベントの情報は「図書館のチラシ・ポスターで知る」という回答が84.8%にのぼりましたが、「市のホームページで知る」は3.0%、「市報で知る」は21.2%となっており、図書館に来館しないとなかなか情報が届かないということがわかります。忙しくて来館できない保護者には、SNSなどを利用して広く情報を発信し、また平日以外にもイベントを実施することが必要です。

また、今回のアンケート調査で「大人がこどもに読み聞かせをしている」と答えた方のうち、頻度についての質問に「毎日」という回答が60.0%となっており、令和元年調査より26.1ポイント上がっています。こどもの読書の不読率が上昇していることについては、本と接する機会が多かった幼少期に、読書習慣の形成が不十分であったということが原因であるともいわれますが、今回のアンケート調査では読み聞かせの頻度は上がっています。乳児に対しては、3～4か月児健康診査の際に絵本を読んで手渡す「ブックスタート事業」を実施しており、ここでは乳児と保護者に絵本を読み聞かせてその絵本をプレゼントしており、この事業が保護者へ読み聞かせの楽しさの理解、乳児には絵本への興味を湧かせる経験にもつながっているものと考えられますが、乳幼児から次の段階へスムーズにつながるように、イベントの参加や家庭での読み聞かせなど、様々な読書体験を重ねることが重要です。



おはなし会に集まったこどもたち



「ブックスタート」での絵本の読み聞かせと
絵本のプレゼント



乳幼児と保護者のための「絵本のへや」

(3) 市立図書館の市立小・中学校への支援のあり方

(1)でも触れましたが、今回のアンケート調査で「授業以外で学校図書館や市立図書館をどれくらい利用しますか」という質問に「ほとんど利用しない」という回答を、学校図書館については、小学生52.3%、中学生72.0%、市立図書館については、小学生55.8%、中学生80.1%が選んでいます。一番身近な学校図書館について、小学生の半数以上、中学生の7割以上が授業以外で利用しておらず、市立図書館については、それ以上利用されていないという結果になっています。

乳幼児からの読書環境の整備に努めてきたところですが、コロナ禍の影響を鑑みても、いま一度これまでの取組を精査する必要があります。学校図書館の重要性が学校教育の中で、より明確に位置付けられる必要があります。

小平市においては、学校図書館の蔵書のデータベース化や学校図書館システムの導入、学校司書の全校への配置などをしたことで、市立小・中学校の学校図書館は急速に整備が進みました。

第2次計画以降これまで、「学校図書館の充実」と「学校図書館と公立図書館の連携」に力を入れ、図書館資料を活用した調べ学習用図書の貸出や学級文庫用図書の貸出を行うほか、図書館の職員が学校に出向いてブックトークや読み聞かせを行

い、また学校図書館相談員が学校司書の業務の相談に学校を訪問するなど、学校図書館の活性化のためにさまざまな形で支援をしてきました。

学校図書館の役割として、平成26年3月に文部科学省が「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」において、「学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員は、学校教職員の一員として、司書教諭等と協力しながら学校図書館の各機能の向上のために「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の役割を担っていくことが求められる。」としています。

また、平成26年6月には、「学校図書館法」が一部改正され、これまで法的な裏付けがなかった学校司書について、「学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」と初めて明文化され、学校に学校司書を設置するよう努力することが義務付けられました。

さらに、平成29年3月に約10年ぶりに改訂された新しい学習指導要領には、こどもの言語能力の育成や言語活動の充実のために、学校図書館の計画的な利用によるその機能の活用を図る必要があると規定されています。

このように、こどもの教育におけるこれからの学校図書館の役割は大きく期待されています。市立小・中学校全校に配置された学校司書もその一翼を担い、さらに多くの知識や高い資質が求められていることから、学校における教育課程や内容を理解する研修の機会を持ちながら、授業のねらいに沿った資料を司書教諭や担当教員と連携しながら提供できるように努めます。

これまで以上に市立小・中学校と市立図書館が一体となった支援体制の整備を図っていきます。



講師を招いて行われた学校司書研修



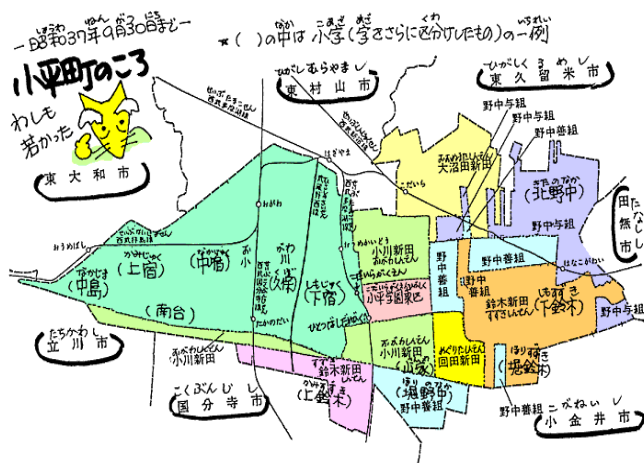
展示に様々な工夫を凝らした学校図書館
(小平第一中学校)

(4) 適切な情報の収集における支援

児童・生徒が調べ学習をする際に、「どこから情報を集めますか」というアンケート調査の質問に対し、小学生は「学校図書館」という回答が一番多くなっています。中高生では「インターネットで入手する」という回答が一番多く8割を超えており、小学生もこの回答が2番目に多くなっています。インターネットや生成AIなどの利用があたり前となった時代に、それらを使わないという選択は難しいですが、インターネットと本のそれぞれの長所・短所を理解して使いこなすことが大事であるといわれています。インターネットから安易に情報を取得して、間違った知識を覚えることのないように、取得した情報の根拠を求める姿勢、探す手段・方法を身に付けられるような経験をすることが必要です。それには正しい情報を得るための指導が必要ですが、指導者の知識や技術力の差によって、その成果は全く違ってきます。

調べ学習のための市立小・中学校への本の貸出は、コロナ禍前の平成30年度以降、小・中学校ともに徐々に減少しています。中学校ではもともと少ない状況でしたが、さらに減少し、令和5年度には3校のみで、ほとんど利用されていない状況となっています。市立図書館で任用した学校司書が学校図書館に配置され、授業の支援や生徒へのブックトークなどを行っています。調べ学習のための適切な資料を選ぶなど、学校教育の教育課程の展開に寄与できることがまだあります。

今回のアンケート調査では、「どのようなであれば学校図書館が使いやすいですか」という質問に、小・中・高校生全体の回答として「本がたくさんある」60.5%、「調べもののコーナーがある」42.1%という回答が高い割合となっており、本がたくさんあり、調べもののコーナーがあって、容易に調べものができるという学校図書館が望まれているということがわかります。しかしながら、蔵書を充実させるだけでなく、その蔵書を適切に活用して情報活用能力の育成をしていくことが大事であり、学校図書館の館長である校長をはじめ、司書教諭や担任教諭と学校司書の連携により、調べ学習における正しい情報の取得方法をこどもたちが身に付けることができるよう取り組んでいく必要があります。



小平市立図書館ホームページに掲載されている



「としょかんこどもきょうどしりょう」と「こだいらデジタルアーカイブ」(定点撮影場所)

(5) 中高生へのアプローチ

こどもの不読率が高くなってきているといわれていますが、今回のアンケート調査でも、特に高校生は1か月に1冊も読まない生徒が半数以上いることがわかりました。しかし、これからの高校生は、多様化・複雑化する社会において、生きていくための知識や能力を身に付け、様々なことを読み取り考えながら行動することが求められていきます。文章をたくさん読み、要約などを行うことで、正確に読み取り理解する力、読解力等が身に付くと考えられ、それと同時に、人の気持ちを理解する想像力なども培われると、日常生活や友人関係を円滑に進めることにもつながります。

今回のアンケート調査で「本を読んでよかったことは何ですか」という質問に、「本が好きになった」「面白くてわくわくした」「たくさんを知ることができた」という回答のほか、「人の気持ちが考えられるようになった」「想像力が豊かになった」という回答が多くありました。また「他人の感情に共感できるようになった」「物事を深く考えられるようになった」「人生において大切な知恵や考えを知り自分の考えに生かすことができた」という回答もありました。たくさんの良書に触れることで、より多くのメリットもあったものと考えます。

このように、本を読んで得た思いや感情などを自分で考えること、さらにそれについて考える能力や分析力の向上へとつなげるためには、自身の読書の記録ノートをつけることが有効であるともいわれており、また、読書マラソンなどの形で、読書を継続することで読書のモチベーションを維持することができます。

中央図書館では、中高生が読書や学習で優先的に利用できるティーンズコーナーを設置していますが、今回のアンケートで「ティーンズコーナーを知っていますか」という質問に、「知っている」と回答したのは、中学生16.8%、高校生10.9%という結果が出ています。また、市立図書館では、中高生が読書の働きかけを行うティーンズ委員会を開催していますが、「ティーンズ委員会に参加したいですか」という質問には、「参加したい」、「内容が分かれば参加したい」、「参加はできないが意見は伝えてみたい」、「イベントなら参加したい」という回答を選んだ割合が30.1%（複数回答）あり、令和元年度調査時より14.3ポイント上がりました。不読率が上がっている中、中高生自身が主体となり提案できる場を設けることが有効です。

忙しくて来館できないという子どもたちにも、本を読むことは楽しいという認識を持ってもらえるように、こどもの意見を取り入れて、来館したくなるような図書館づくりに努めます。



ティーンズ委員会による大賞本選考会議



中高生が優先的に利用できるティーンズコーナー（中央図書館）

（６）多様な子どもたちが気軽に読書を楽しめる環境にするために

今回のアンケート調査に「読むことに難があるか」を尋ねる項目を設けました。本を読むことに難があると回答した人は、小・中・高校生とも３割以上いるという結果が出ており、どの段階においても同程度の割合で本を読みづらい児童・生徒がいることがわかります。この中にはディスレクシアの子どもをはじめ、その他の障がいがある子どもや日本語を母国語としない子どもなども含まれていると考えられます。また、「どのような本なら読みやすいですか」という問いには「やさしい日本語で書いてある本」という回答が、小・中・高校生それぞれで５割程度ありました。実際に本を読むことに難があるのか、または読解力や語彙力が十分に養われていないということも考えられます。

国の計画の中で、多様な子どもたちの読書機会の確保を推進していますが、多様な子どもたちの中には、障がいがあること、外国人の児童・生徒であること、さらに家庭環境などでヤングケアラーになっている場合や不登校の子どもたちも含まれています。

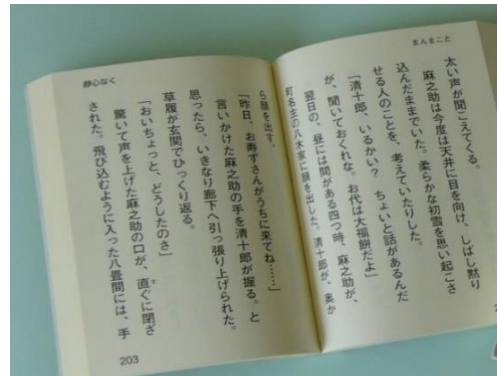
市立図書館としては、このような多様な子どもたちが誰でも好きなときに、好きなように読書またはそれに代わる手段を選べるように支援することが重要であると考えます。様々な理由により読みたくても「読めない」子どもに対する使いやすい資料を提供するよう努めます。

現在は、音声や画像が出るデージー図書や大活字本等の貸出を行っていますが、これらは主に視覚障がいのある方々への支援となります。多様な子どもたちが使いやすいといわれているのは電子書籍です。電子書籍は、利用者にとって便利なツールですが、今回のアンケート調査の結果では、読んだ本の冊数に限らず、６割程度は電子書籍を読んでいないという結果が出ています。電子書籍の現状は、費用面も含めて課題もありますが、GIGAスクール構想なども踏まえ学校と連携を図りな

から、多様な子どもたちに読書の機会が増え、将来の糧となるような経験ができるように、より良い方策を検討します。



デージー図書（CD）と再生機



文字の大きい大活字本

（７）児童書の適切な蔵書管理

図書館の児童書は子どもたちの想像力を育むだけでなく、読解力や情報収集能力を向上させる効果もあります。一方で、図書館の児童書は、たくさんの人に借りられ、どんどん古くなり、装丁も傷んでいきます。図書館の児童書コーナーの本の多くは古い本で占められ、ページの一部が欠落や汚破損しているものも見られます。また、内容が古く子どもたちが関心を持ちづらい本も多いのが現状です。子どもたちは新しい知識や情報に触れることで豊かな想像力や新たな視点を手に入れますが、古い児童書だけでは、その可能性を十分に引き出すことができません。

児童書の活用を進めるために、新しい本を購入し、古い本や汚破損状態の本は除籍することを検討する必要があります。児童書を適時更新し、新鮮な本が増えれば、子どもたちの図書館への興味や訪れる機会が増えるきっかけになります。また、その結果として読書量が増えれば、読解力や情報収集能力の向上にもつながります。

市立図書館としては、児童書の適切な蔵書管理に取り組む必要があります。

第4章 第5次計画の方向性

1 計画の位置付け

小平市は本計画を、「第二次小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置付け、こどもたちの本との出会いを支援するとともに、読書に親しむ環境整備を進めていきます。

2 計画の期間及び対象

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
対象は0歳からおおむね18歳までとします。

3 計画の目標

「第4次小平市子ども読書活動推進計画」においては、コロナ禍により、多くの事業が中止や縮小などを余儀なくされるなどの影響がありましたが、その中でも一定の成果をあげてきました。引き続き、学校図書館支援の充実に努めるとともに、こどもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・学校・図書館・地域をはじめとした社会全体で、こどもが読書に親しむための環境の整備を進めます。

その上で、以下の4点を計画の目標として、家庭・学校・図書館・地域において取り組んでまいります。

(1) 読書習慣が継続するための取組の推進

小・中・高校生が生活の中で身近な学校図書館を活用するとともに、地域の市立図書館を利用して、本に興味・関心を持ってもらい、読書習慣が継続していくよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組みます。

(2) 多様なこどもたちの読書活動の支援

読書バリアフリーを推進し、視覚障がい者やディスレクシアの方、日本語の読書に困難がある方へアクセシブルな資料の提供に努めます。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

デジタル社会に対応した読書環境の整備を進めるに当たっては、デジタルの特徴を踏まえ、学校図書館や図書館のDXを進めることが重要です。ただし、こどもの発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に使い分け、それぞれの長所を最大限に生かした取組を推進します。

(4) こどもの視点に立った読書活動の推進

こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて適切に政策に反映させていくことが求められています。こどもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケートや様々な方法でこどもの意見を把握し、こどもの視点に立った読書活動を推進します。

4 課題から導いた施策

第3章では小平市におけるこどもの読書活動の現状と今後の課題を明らかにしましたが、これらのことから導き出せる計画の目標を達成するための施策を以下にまとめました。

取組項目における分類は、これまでの国や小平市の子ども読書活動推進計画と同様に、家庭、学校等、図書館・地域に分けて、具体的な読書活動を推進します。

計画の目標

課題から導いた施策

取組項目における分類

目標1 読書習慣が継続する ための取組の推進	施策1 (1) 市立図書館と市立小・中学校図書館の充実 及び連携 (2) 市立図書館における市立小・中学校図書館 への支援体制の充実	分類1 家庭における読書 活動の推進
目標2 多様な子どもたちの 読書活動の支援	施策2 (1) 家庭における読書活動の支援 (2) 乳幼児への読書活動の支援	
目標3 デジタル社会に 対応した読書活動 の整備	施策3 (1) 小・中・高校生の読書活動の支援 (2) こどもの居場所づくり (3) こどもの意見を取り入れる仕組みづくり	分類2 学校等における 読書活動の推進
目標4 こどもの視点に 立った読書活動の 推進	施策4 (1) 多様な子どもたちが利用しやすい読書環境 の整備 施策5 (1) 関係機関との連携 (2) 地域、ボランティアとの連携、支援 施策6 (1) 市立図書館におけるICTを活用した支援 (2) SNS等を利用した啓発・広報の充実	分類3 図書館・地域に おける読書活動 の推進

5 第5次計画（令和7年度～令和11年度）取組項目一覧

分類	No.	取組項目	所管部署・関係部署	施策
分類1 家庭における 読書活動 の推進	1	乳幼児とその保護者へのサービス	図書館	2、3
	2	ブックスタートの実施	図書館・ こども家庭センター	2
	3	図書館における行事の定期的な開催	図書館	2
	4	子育て支援課との連携	子育て支援課・ 図書館	2
分類2 学校等における 読書活動 の推進	1	学校図書館指導年間計画の作成と実施	学校・指導課	1
	2	学校における市立図書館資料の活用	図書館・学校	1
	3	学校図書館図書標準に基づく学校図書の整備	学務課・学校	1
	4	学校図書館担当教諭の資質向上	指導課・学校	1
	5	啓発・広報の充実	学校・指導課	3、6
	6	児童・生徒の主体的な読書活動の推進	学校・指導課	3
	7	市立小・中学校の学校図書館の機能の充実	学校・図書館・指導課	1
	8	学校司書への研修会等の開催	図書館・学校	1
	9	学校図書館相談員による学校図書館運営支援 【新】	図書館・学校	1、3
	10	多様なこどもたちが利用しやすい読書環境の整備	図書館・指導課・学校・ 障がい者支援課	4
	11	幼稚園における読書活動の推進	図書館	2、5
	12	保育園における読書活動の推進	保育課・図書館	2、5
分類3 図書館・ 地域における 読書活動 の推進	1	小学校入学時における図書館利用の案内	図書館・学校	3
	2	小・中学生に対する夏休みの読書支援	図書館・学校	1、3
	3	小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催	図書館	3
	4	市立小・中学校におけるブックトークの実施	図書館・学校	1、3
	5	読み聞かせに関する講座の実施	図書館・ 地域学習支援課	5
	6	こどもの読書に関わる講座等の実施 【新】	公民館	2、3、5
	7	中高生にとって魅力ある図書館の環境整備	図書館	3
	8	こどもの自由な読書の推進	図書館	3
	9	職場体験の受け入れ	図書館・学校	3
	10	中高生が主体となる事業の開催 【新】	図書館	3
	11	多様なこどもたちが利用しやすい読書環境の整備	図書館・ 障がい者支援課	4
	12	デジタルアーカイブの学習への活用	図書館・学校	1、2、3、4、6
	13	情報リテラシーの向上への支援	図書館・学校	1、3、6
	14	情報発信・広報の充実	図書館	6
	15	小平市子ども文庫連絡協議会への支援と協働	図書館	5
	16	児童館における読書活動の推進	子育て支援課	2、3、5
	17	放課後子ども教室における読書活動の推進	地域学習支援課	3
	18	学童クラブにおける読書活動の推進	子育て支援課	3
	19	児童文学に関する行事の開催	図書館	2、3
	20	リサイクル本の提供	図書館	2、5
	21	子ども読書の日にちなんだ行事の開催	図書館	2、3
	22	図書館におけるこどもの居場所づくり 【新】	図書館	2、3

(全38件)

第5章 具体的な取組

本計画の目標達成に向けた6つの施策について、家庭、学校等、図書館・地域に分けて、次のとおり具体的な取組を行います。

1 家庭における読書活動の推進

幼い頃に身に付けた読書習慣は、成長してからの自主的な読書習慣につながるといわれています。こどもにとって読書は、想像力、語彙力、表現力、読解力、集中力、そして創造力等を豊かなものとするために欠かせないものであり、読書習慣につなげるためにもこどもが本とふれあう環境の整備を推進していくことが重要であるといえます。なお、こどもの年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向への長期的な対策としても、幼い時期における読書活動の推進は極めて重要であることから、その充実に努めます。

<具体的な取組>

1	取組項目	乳幼児とその保護者へのサービス	施策	2、3
	目的・内容	① 乳幼児とその保護者が、読み聞かせする声など気兼ねすることなく図書館に滞在できる時間を児童コーナーで提供する「乳幼児タイム」を実施します。 ② 乳幼児への読み聞かせや絵本の紹介の場である「絵本のへや」終了後、乳幼児とその保護者が、絵本とふれあいながら図書館で過ごせるよう、おはなし室等を開放します。保護者同士の仲間づくりや情報交換の場としての利用、図書館職員への絵本選びの相談なども受け、親子で読書に親しめるような居場所をつくります。 ③ プレパパ・プレママの方々への支援として、子育て等に関する実用書等の充実を図ります。また、育児中の保護者には、こどもに読み聞かせた本の内容や、こどもの成長を記録として残せるように、読み聞かせ記録ノートなどを配付します。		
	所管部署	図書館	関係部署	

2	取組項目	ブックスタートの実施		施策	2
	目的・内容	3～4か月児健康診査時に、こどもと保護者に対し読み聞かせをした後に絵本を手渡すブックスタートを行います。絵本を通してこどもと保護者との触れ合いの時間を創出し、また図書館の案内を配付して利用の促進につなげます。			
	所管部署	図書館	関係部署	こども家庭センター	

3	取組項目	図書館における行事の定期的な開催		施策	2
	目的・内容	おはなし会で行っている、物語や昔話を覚えて語り聞かせる素話と絵本の読み聞かせによってこどもたちに物語の面白さを体感してもらい、自主的かつ継続的な読書活動へつながるよう努めます。 また、0歳から参加できる「絵本のへや」では、絵本の読み聞かせのほか、わらべうたや手遊び等も取入れ、保護者の方が家庭でも楽しく読み聞かせをする機会が増えるようなきっかけづくりに努めます。			
	所管部署	図書館	関係部署		

4	取組項目	子育て支援課との連携		施策	2
	目的・内容	子育て支援課で作成している「子育てガイド」は、こども向けの図書館行事の案内を掲載しており、市内の様々な施設で配布しています。 また、図書館でも地域資料として受け入れています。			
	所管部署	子育て支援課	関係部署	図書館	

2 学校等における読書活動の推進

令和6年に小・中・高校生に行ったアンケート調査では、最近1か月で1冊も本を読まなかった児童・生徒の「本を読まない理由」として、「忙しくて時間がない」、「読みたい本がない」、「本は好きではない」という回答が多くありました。幼い頃に家庭や図書館で本に親しんでいたとしても、自分の意思で読書をする年齢になると、勉強や部活動、友人と過ごす時間や、読書よりほかに優先することが増えてきて、わざわざ図書館に行って読みたい本を見つけ、本を読む時間はないという傾向が見られます。

忙しい児童・生徒には、身近にある学校図書館から本の魅力を伝え、また読書からもたらされるメリットにより、自身でも成長を実感できるような機会が創出されるような取組を行います。

< 具体的な取組 >

1	取組項目	学校図書館指導年間計画の作成と実施		施策	1
	目的・内容	司書教諭等を中心として、各教科等の学習活動と読書活動推進に関わる計画を作成し、図書利用の促進、読書時間の確保等の実施に努めます。			
	所管部署	学校	関係部署	指導課	

2	取組項目	学校における市立図書館資料の活用		施策	1
	目的・内容	市立図書館では、テーマに沿った調べ学習用図書を図書館職員が選んで貸出・配送をする特別団体貸出と、学級文庫用の図書の貸出・配送の団体貸出を行います。 学校においては、学習者用端末を活用したインターネットによる調べ学習だけでなく、市立図書館から貸し出された資料等も授業等で活用します。			
	所管部署	図書館	関係部署	学校	

3	取組項目	学校図書館図書標準に基づく学校図書の整備		施策	1
	目的・内容	学校図書館図書標準に基づく図書の計画的な購入と廃棄により学校図書の整備に努めます。			
	所管部署	学務課	関係部署	学校	

4	取組項目	学校図書館担当教諭の資質向上		施策	1
	目的・内容	学校図書館担当教諭は、学校図書館整備と運営に関する指導を行うとともに、校内における協力体制を推進し、学校図書館運営の中核を担っています。また、指導課では「学校図書館司書教諭等連絡協議会」を開催する等、各学校との情報交換及び学校図書館担当教諭の指導力の向上を図ります。			
	所管部署	指導課	関係部署	学校	

5	取組項目	啓発・広報の充実		施策	3、6
	目的・内容	読書週間等の機会を捉えた読書活動を推進するとともに、「図書館だより」の発行により、児童・生徒の読書への関心を引き出すよう努めます。			
	所管部署	学校	関係部署	指導課	

6	取組項目	児童・生徒の主体的な読書活動の推進		施策	3
	目的・内容	読書マラソンやビブリオバトル等、図書委員会の取組や児童・生徒自身による主体的な読書活動を活発にするような取組を推進します。			
	所管部署	学校	関係部署	指導課	

7	取組項目	市立小・中学校の学校図書館の機能の充実		施策	1
	目的・内容	学校図書館には、学習活動における利活用に加え、児童・生徒の読書活動や児童・生徒への読書指導の場である「読書センター」、児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」、教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての役割が求められています。こどもが図書に親しむとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決のための情報収集や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度や能力を育むことができるよう、引き続き、教育現場における学校図書館の機能充実に努めます。			
	所管部署	学校、図書館、指導課	関係部署		

8	取組項目	学校司書への研修会等の開催		施策	1
	目的・内容	こどもの読書への関心を高める取組や、情報交換会等の研修会を年6回程度実施し、学校図書館運営の支援を行います。			
	所管部署	図書館	関係部署	学校	

9	取組項目	学校図書館相談員による学校図書館運営支援【新】		施策	1、3
	目的・内容	学校図書館相談員は日常的な学校図書館の運営、学校図書館システムの操作、選書、蔵書点検等について学校司書からの相談に対応します。また、必要に応じて各学校を訪問し運営の支援を行います。			
	所管部署	図書館	関係部署	学校	

10	取組項目	多様なこどもたちが利用しやすい読書環境の整備	施策	4
	目的・内容	① 市立図書館では、一般の図書の利用が困難なこどもに向け、布の絵本・遊具、点訳絵本や録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本、やさしい日本語で書かれた図書を収集し充実させます。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく、視覚障がい等のあるこどもが市立図書館を利用しやすくなる施策のあり方を、電子書籍を含め、引き続き研究します。ディスレクシアのこども等に向け、「サピエ」（視覚に障がいのある方等を対象とした情報提供サービス）のデージー図書の利用や利用方法の紹介を行うほか、デージー図書・マルチメディアデージー図書²やＬＬブック³、大活字本等のＰＲを行い、多様なこどもたちの読書機会の確保に努めます。 市立小・中学校において、児童・生徒の実態に応じたデージー図書等について、市立図書館と連携して準備・活用します。 ② 学校図書館において、市立図書館と連携し、児童・生徒の多様な興味や学習のニーズに応じて、幅広いジャンルやテーマの本を揃えます。また、こどもたちの特性を考慮して、写真や図、絵が多くある本や短編集等の内容が簡潔にまとめられている本なども揃えます。 ③ 市立図書館では、発達障害啓発週間における展示及び関連事業の紹介、障害者週間に合わせた資料や機器の展示を、児童発達支援センターこだいら及び障がい者支援課と共同で開催し、多様なこどもたちが使える読書機器の紹介などを行います。		
	所管部署	図書館、指導課、学校障がい者支援課	関係部署	

11	取組項目	幼稚園における読書活動の推進	施策	2、5
	目的・内容	図書館では、幼稚園の図書館見学を地域別に受け入れています。平日は来館が難しい幼稚園児に、休館日等に図書館に来てもらい、おはなし会の体験と絵本の紹介や、普段見られない館内の見学等を行って図書館を知ってもらう機会とし、今後の図書館利用につなげます。 また、特別なおはなし会や「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」を利用した読み聞かせに関する講座等の情報を幼稚園児の保護者に提供するなど、こどもの読書活動推進に関わる取組に努めます。		
	所管部署	図書館	関係部署	

² マルチメディアデージー図書：音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル図書。音声で読み上げているフレーズの色が変わる（ハイライト機能）ため、読んでいる箇所が一目でわかるようになっている。

³ ＬＬブック：「ＬＬ」とは、スウェーデン語で「読みやすい本」という意味。知的障がいや読み書きに障がいのある方も、情報を得たり読書を楽しめるように、やさしく読みやすく書かれた本のこと。

12	取組項目	保育園における読書活動の推進		施策	2、5
	目的・内容	保育園では、日々の保育士による絵本の読み聞かせの実施や、こどもが主体的に絵本とふれあう機会として各保育園に絵本コーナーを設置しています。さらに「絵本に出てくるメニュー」を給食として提供する機会を持ち、こどもの絵本への興味を喚起します。また、小平市子ども文庫連絡協議会の「おはなしの会 いとぐるま」に協力を仰ぎ、各保育園でおはなし会を月1回程度実施しています。 図書館との連携として、図書館のおすすめ本について各保育園で共有しながら、イベント情報と合わせて保護者へ情報発信し、また、図書館の休館日に保育園児が図書館見学に行くことで、利用の方法を学びながら、図書館の利用促進につなげるなど、こどもの読書活動の推進に関わる取組に努めます。			
	所管部署	保育課	関係部署	図書館	

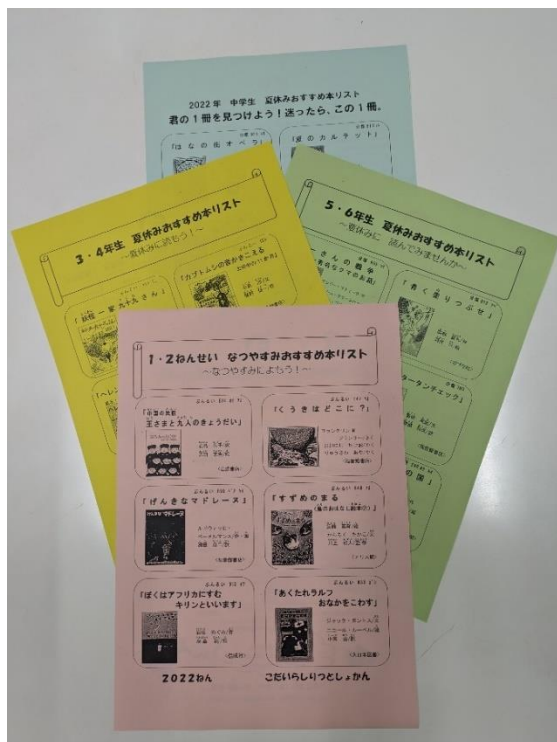
3 図書館・地域における読書活動の推進

こどもたちが本との出会いを通じて読書の楽しさを知り、読書への興味や関心を高められるよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に取り組めます。

<具体的な取組>

1	取組項目	小学校入学時における図書館利用の案内		施策	3
	目的・内容	すべての新1年生に対し、入学時に学校を通してこども用の市立図書館利用案内と利用カード申込書の配付を行い、図書館の利用につなげていきます。			
	所管部署	図書館	関係部署	学校	

2	取組項目	小・中学生に対する夏休みの読書支援		施策	1、3
	目的・内容	小学1・2年生、3・4年生、5・6年生、そして中学生向けに、図書館職員が選んだ本を紹介した「夏休みおすすめ本リスト」を毎年作成し、夏休み前に市立小・中学校の全校児童・生徒に配付しています。また、おすすめ本は、夏休み期間中は、全館で別置き、こどもがすぐに本を手にとれる環境づくりに努めます。			
	所管部署	図書館	関係部署	学校	



小・中学生に配布する
「夏休みおすすめ本リスト」



新聞の綴じ方を教わる
「夏休み家族一日図書館員」での様子

3	取組項目	小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催	施策	3
	目的・内容	小学生とその家族が図書館の仕事を体験する「夏休み家族一日図書館員」や、図書館職員の仕事を体験してもらう中高生向けの企画である「図書館ボランティア体験」を引き続き実施します。今後も、図書館利用につながるような事業を企画します。		
	所管部署	図書館	関係部署	
4	取組項目	市立小・中学校におけるブックトークの実施	施策	1、3
	目的・内容	読書への興味・関心を持ってもらうために、学校からの依頼を受け、授業や全校集会でブックトークを行います。		
	所管部署	図書館	関係部署	学校
5	取組項目	読み聞かせに関する講座の実施	施策	5
	目的・内容	読み聞かせに興味のある方を対象に、講師や図書館職員による読み聞かせ講座を実施します。また、「小平地域教育サポート・ネット事業」における地域住民等のボランティア対象の研修等において、図書館職員を講師とした講座等を実施します。		
	所管部署	図書館、 地域学習支援課	関係部署	

6	取組項目	こどもの読書に関わる講座等の実施 【新】	施策	2、3、5
	目的・内容	公民館において、定期講座やイベントの機会を通じて、こどもが読書をするきっかけづくりを行います。また、こどものデジタル利用推進に資する講座も実施します。		
	所管部署	公民館	関係部署	

7	取組項目	中高生にとって魅力ある図書館の環境整備	施策	3
	目的・内容	中高生向け図書や学習スペースを用意した「ティーンズコーナー」をはじめとする書架の充実や、学習スペース及びW i - F i の整備等、ニーズを捉えこどもが気軽に来館できるような居場所づくり、環境整備を目指します。また、小川駅西口地区市街地再開発事業により新しく整備される小川西町図書館が、こどもから中高生までが気軽に立ち寄れ、滞在できる居場所となるような環境づくりを行います。		
	所管部署	図書館	関係部署	

8	取組項目	こどもの自由な読書の推進	施策	3
	目的・内容	こどもの自由な読書を推進します。同世代が選んだ本のリストの作成等、こどもの意見を取り入れた事業の実施に努めます。また、自身の読書の記録となる読書マラソンなどにより、自由な読書への意欲が継続するような取組を検討します。また、読書や学習のきっかけとなる学習マンガを収集します。		
	所管部署	図書館	関係部署	

9	取組項目	職場体験の受け入れ	施策	3
	目的・内容	市立図書館の様々な業務を体験してもらう中高生の職場体験などを積極的に受け入れます。		
	所管部署	図書館	関係部署	学校

10	取組項目	中高生が主体となる事業の開催 【新】	施策	3
	目的・内容	ティーンズ世代に読書活動推進の働きかけをおこなうティーンズ委員会など、中高生が主体となった委員会形式の企画を検討し、本を活用した参加型・体験型事業で、読書への関心を高める取組を行います。		
	所管部署	図書館	関係部署	

11	取組項目	多様なこどもたちが利用しやすい読書環境の整備	施策	4
	目的・内容	① 一般の図書の利用が困難なこどもに向け、布の絵本・遊具、点訳絵本や録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本、やさしい日本語で書かれた図書を収集し、充実させます。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく、視覚障がい等のあるこどもが図書館を利用しやすくなる施策のあり方を、電子書籍を含め、引き続き研究します。ディスレクシアのこども等に向け、「サピエ」のデージー図書の利用や利用方法の紹介を行う他、デージー図書・マルチメディアデージー図書やLLブック、大活字本等のPRを行い、多様なこどもたちの読書機会の確保に努めます。（再掲） ② 発達障害啓発週間における展示及び関連事業の紹介、障害者週間に合わせた資料や機器の展示を、児童発達支援センターこだいら及び障がい者支援課と共同で開催し、多様なこどもたちが使える読書機器の紹介などを行います。（再掲）		
	所管部署	図書館、障がい者支援課	関係部署	

12	取組項目	デジタルアーカイブの学習への活用	施策	1、2、3、 4、6
	目的・内容	小平市の歴史や地理、文化に関する資料などをデジタルアーカイブ ⁴ 上に掲載し、児童・生徒の地域学習への活用を促します。		
	所管部署	図書館	関係部署	学校

13	取組項目	情報リテラシーの向上への支援	施策	1、3、6
	目的・内容	こどもの情報リテラシー ⁵ の向上を支援するためにパスファインダーなどのわかりやすい情報の提供や、児童・生徒が調べ学習や探究的な学習に活用できるレファレンスブック（参考図書）の充実努めます。また、電子書籍や電子雑誌・新聞を導入した際には、複数のリソースを比較するなどの情報リテラシーの教材として活用できるようにします。		
	所管部署	図書館	関係部署	学校

⁴ デジタルアーカイブ：写真資料、絵図等の重要記録をデジタル化してWEB上で保存し、公開している。

⁵ 情報リテラシー：さまざまな種類の情報源の中から必要な情報を検索し、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力

14	取組項目	情報発信・広報の充実	施策	6
	目的・内容	図書館を利用しない方には行き届いていなかったイベントや図書館の情報について、未就学児の保護者や10代に向けて、ホームページをはじめ小平市公式LINE等を活用して情報を広く発信し、読書活動の促進と図書館利用者の増加を目指します。		
	所管部署	図書館	関係部署	

15	取組項目	小平市子ども文庫連絡協議会への支援と協働	施策	5
	目的・内容	小平市子ども文庫連絡協議会は、昭和47年に良い本の普及、こどもの本の研究を通して心豊かなこどもを育てることを目的として発足した団体で、小平市立図書館の発足当初から、50年以上にわたって「おはなしと読み聞かせ」を協働で行ってきました。図書館では小平市子ども文庫連絡協議会に対し、引き続き活動場所を提供するとともに、講座や行事を協働で行います。		
	所管部署	図書館	関係部署	

16	取組項目	児童館における読書活動の推進	施策	2、3、5
	目的・内容	児童館では、各館1,000冊を超える絵本や児童書を揃え、こどもたちが常に本とふれあえるよう充実した図書コーナーを設けています。また、絵本の読み聞かせや紙芝居などの行事を定期的に行い、絵本や紙芝居の楽しさを伝えます。		
	所管部署	子育て支援課	関係部署	

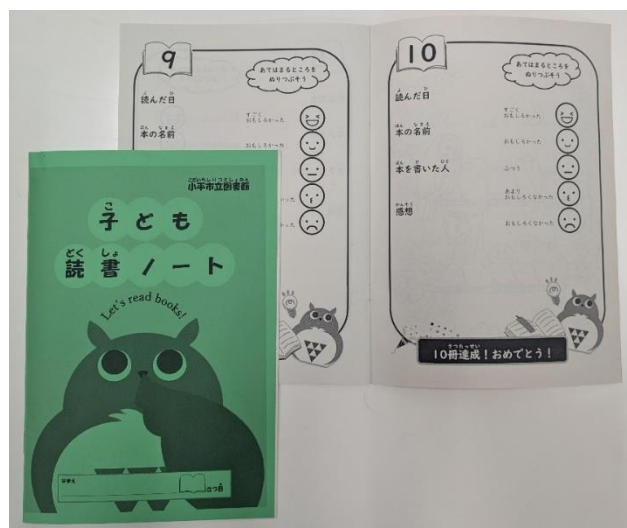
17	取組項目	放課後子ども教室における読書活動の推進	施策	3
	目的・内容	放課後子ども教室において、紙芝居、読み聞かせ等を実施します。		
	所管部署	地域学習支援課	関係部署	

18	取組項目	学童クラブにおける読書活動の推進	施策	3
	目的・内容	学童クラブにおいて、読書の時間を設け、読み聞かせ等を実施します。また、本の継続的な購入により図書コーナーの充実に努めます。		
	所管部署	子育て支援課	関係部署	

19	取組項目	児童文学に関する行事の開催		施策	2、3
	目的・内容	大人に向けて、児童文学の素晴らしさを伝える講演会や展示を開催し、こどもの読書に関する啓発を行います。			
	所管部署	図書館	関係部署		

20	取組項目	リサイクル本の提供		施策	2、5
	目的・内容	こどもたちの身近に魅力ある本が常にあるように、図書館に寄贈していただいた本や除籍した本で、ブックリサイクル予定の児童書を市内の保育園等に提供します。			
	所管部署	図書館	関係部署		

21	取組項目	子ども読書の日にちなんだ行事の開催		施策	2、3
	目的・内容	「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた「子ども読書の日（4月23日）」に合わせた「こだいらこども読書月間」を設けて、読書ノートを配付するなど、様々な行事を開催し、こどもの読書活動についての関心を高めるよう努めます。			
	所管部署	図書館	関係部署		



「こだいらこども読書月間」などで配布する「読書ノート」

22	取組項目	図書館におけるこどもの居場所づくり 【新】	施策	2、3
	目的・内容	① 乳幼児とその保護者が、読み聞かせする声など気兼ねすることなく図書館に滞在できる時間を「乳幼児タイム」として、児童コーナーで提供します。（再掲） ② 中高生向け図書や学習スペースを用意した「ティーンズコーナー」をはじめとする書架の充実や、学習スペース及びW i - F iの整備等、ニーズを捉え気軽に来館できるような居場所づくり、環境整備を目指します。（再掲） ③ 小川駅西口地区市街地再開発事業により新しく整備される小川西町図書館が、こどもから中高生までが気軽に立ち寄り、滞在できる居場所となるような環境づくりを行います。（再掲）		
	所管部署	図書館	関係部署	

第6章 計画の推進と評価

本計画では、図書館を中心に、こどもの教育や育成に携わる市の関係各課が、家庭・学校・図書館・地域におけるそれぞれの分野で、こどもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実に努めていきます。

なお、本計画の推進にあたっては、関係各課が委員として構成される「小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議」において、進捗状況の点検・評価を行うとともに、図書館協議会に報告を行い意見聴取して、それを基に、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。



参考資料

(資料1) 「第5次小平市こども読書活動推進計画」に関するアンケートの集計について

1 調査目的

令和7年度からの「第5次小平市こども読書活動推進計画」を策定するにあたり、現時点でのこどもの読書状況を把握する。

2 調査対象

幼稚園児・保育園児・未就園児の保護者、小学生、中学生、高校生

※今回のアンケート調査において、未就学児については、通園していない児童の保護者にも回答を依頼した。就学児童・生徒に対するアンケートは、第4次計画策定時は小学4年生、中学2年生、高校2年生にのみ実施したが、今回は小・中学生は基本的に在校生全員を対象に実施した。高校生は、市内都立校、私立校各1校へ依頼した。

3 調査及び集計方法

(1) 幼稚園児・保育園児・未就園児の保護者（以下「未就学児」という）

- ①市内幼稚園1園、市内保育園2園に保護者宛調査依頼文書を配布依頼
- ②市内図書館カウンターで調査依頼書を配布
- ③保護者による電子データでの回答

※第5次アンケートでは、②において未就園児にも調査を実施した。

(2) 小・中学生

- ①市立小・中学校へ調査依頼文書をデータで配信
- ②学校より、児童・生徒に貸与されている端末へ調査依頼文書をデータで配信し、児童・生徒に回答を依頼
- ③本人による電子データでの回答

(3) 高校生

- ①市内高校2校（都立1校、私立1校）に調査をデータで依頼
- ②学校より、生徒所持の端末へ調査依頼文書をデータで配信し、生徒に回答を依頼
- ③本人による電子データでの回答

4 調査期間

未就学児：令和6年2月16日～3月20日

小・中・高校生：令和6年2月16日～3月10日

5 回答状況

未就学児 回答数：151件、依頼数合計：保育園・幼稚園460件、図書館内不明
回答率：不明

〔配付内訳〕 保育園：約225件、幼稚園：約235件、市内図書館：不明

〔回答者の内訳〕 保育園：78件、幼稚園：51件、未就園：22件

小・中・高校生 回答数：4, 830件、 依頼数合計：約16, 400件、
回答率：約29.5%

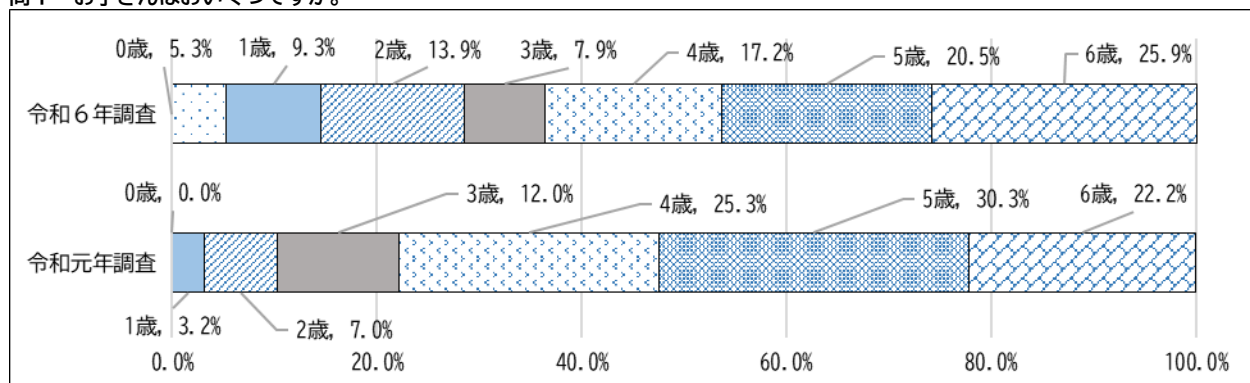
〔配付内訳〕 小学生：約10,400件、 中学生：約4,300件、 高校生：約1,700件

〔回収内訳〕 小学生： 2,464件、 中学生： 2,044件、 高校生： 322件

〔回収率〕 小学生： 約23.7%、 中学生： 約47.5%、 高校生： 約18.9%

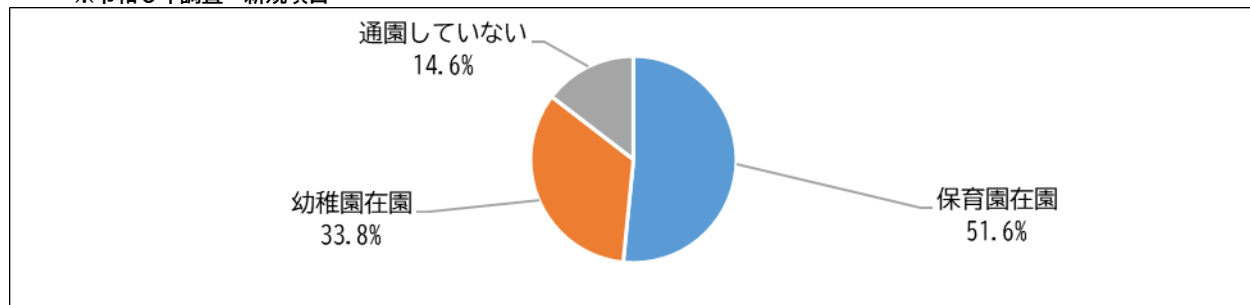
「第5次小平市こども読書活動推進計画」に関するアンケート調査結果 【未就学児】

問1 お子さんはおいくつですか。

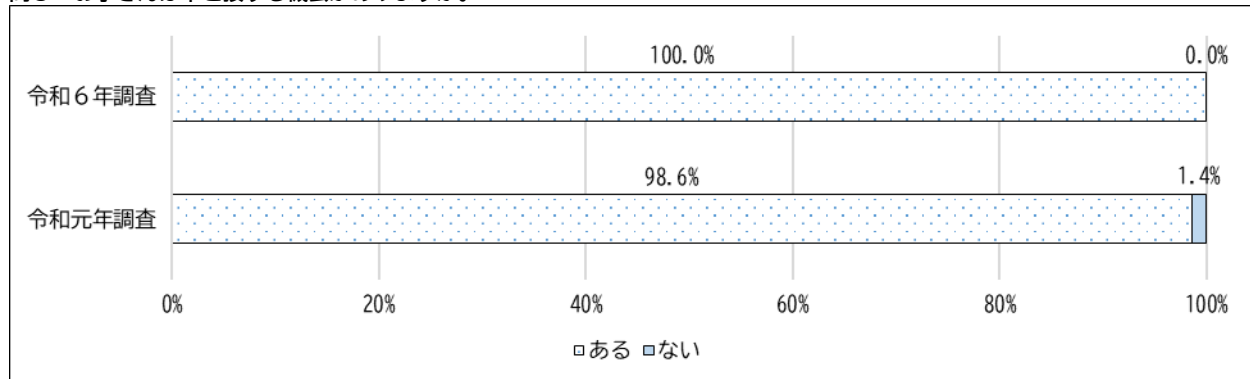


問2 お子さんの通園の状況を教えてください。

※令和6年調査 新規項目

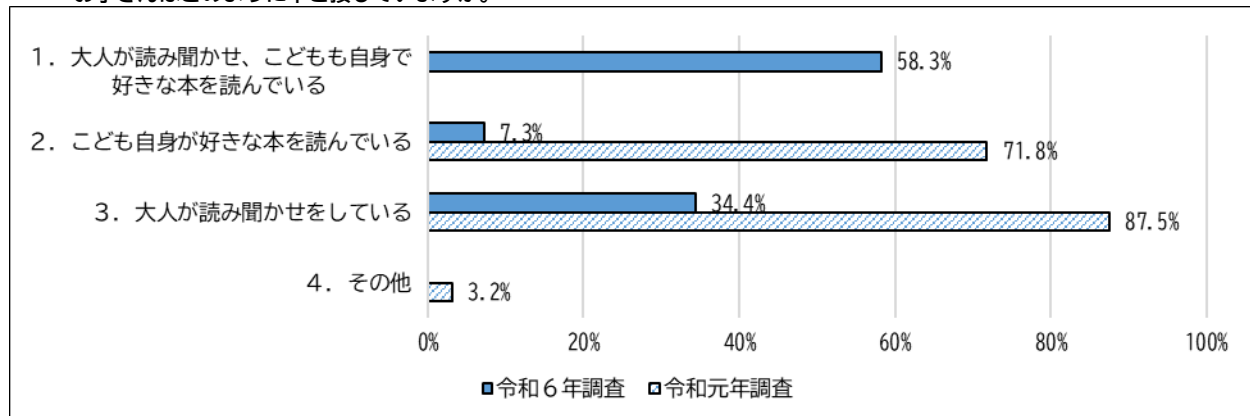


問3 お子さんは本と接する機会がありますか。

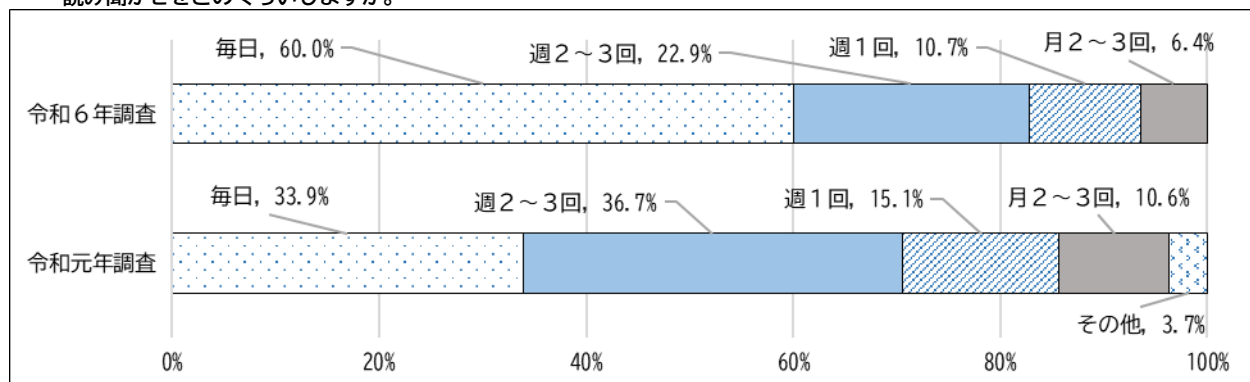


問4 【問3】でお子さんは本と接する機会が「ある」とお答えの方におたずねします。

お子さんはどのように本と接していますか。



問5 【問4】で1または3を選択し、「大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
読み聞かせをどのくらいしますか。

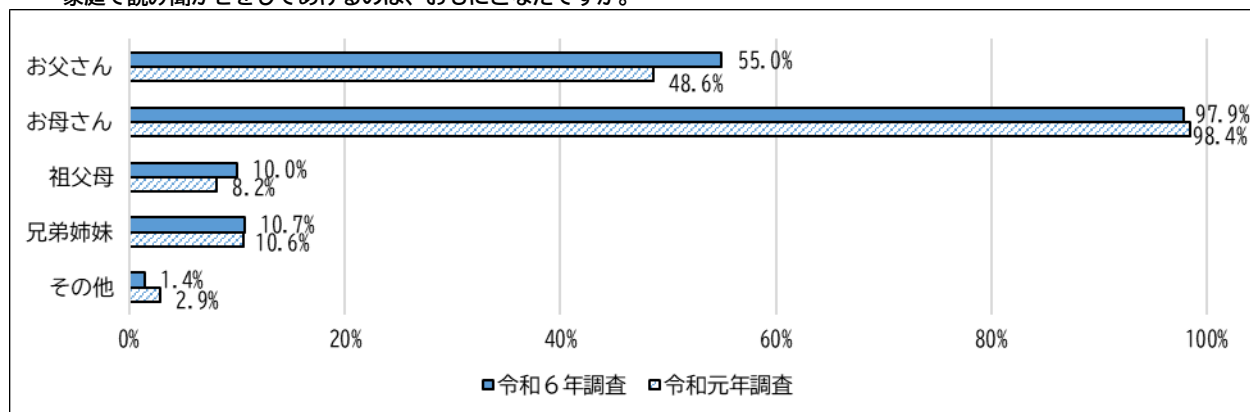


問6 【問4】で1または3を選択し、「大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
よく読み聞かせをする本、またはお子さんが気に入っている本のタイトルを1冊あげてください。

1匹のねこ	シンデレラ	昔話
からすのパンやさん	まんまるばん	かわいいてんとうむし（しかけ絵本）
おいしいのぼうけん	100かいだてのいえ	電車や働く車シリーズ
あいいうえおのえほん	だるまさんがころんだ	のりものや果物の仕掛け絵本
うずらちゃんのかくれんぼ	言葉の本	電車系の本
よるくま	あっちゃんあがつく	ありんこトロッコ
どうぞのいす	前と後ろ どんな車？	もこちゃんチャイルドの本
がたんごん	大ピンチずかん	はっけよいおせち場所
がちゃがちゃどんどん	じごくのそうべえ	12支のおはなし
きつねのホイティ	いちねんいちくみシリーズ	視覚デザイン研究所の絵本
わたしもびょうきになりたいな	知識がつく絵本	電車や機関車の絵本
わかったさんシリーズ	ほしじいたけほしあたけ	頓知の聞いた話
おしりたてい	ゆびたこ	かがくのお話シリーズ
くつくつあるけ	なんとうひんてん	よるのとこやさん
ぐりとぐら	エルサのものがたり	ばーばばシリーズ
くまのプーさんシリーズ	14ひきのポケット絵本	やぎのはかせのだいはつめい
もりくんシリーズ	やさいさん	消防車
バムとケロシリーズ	へんしんへんしんフルーツポンチ	めっきらもっきらどおんどん
しましまぐるぐる	ノラネコぐんだんシリーズ	ミッケ
すみっこぐらしシリーズ	こんとあき	おつかい
だるまさんシリーズ	おばけのてんぷら	ねないこだれだ
どんぐりころころ	つまないつまない	チャーリー・ブラウンとクリスマスの靴下
おやまにかえる大作戦	しろくまちゃんのホットケーキ	どこ？
ドワーフじいさんのいえずくり	しろくまシリーズ	いろ100
ねずみさんのながいパン	だるまさんが	あかあかくろくろ
ねずみくんのチョッキ	「きゅうじょたい」シリーズ	ももんちゃん
ねむいねむいねずみシリーズ	「せんろはつづく」シリーズ	「くまくまの かたりかけえほん
10ひきのおばけシリーズ	小学館まどあけ図鑑	どうぶつ」
ぺんぎんたいそう	松谷みよ子の本	ブリキア大辞典
きんぎょがにげた	ばうばとろーる	10かいだてのまほうつかいのおしろ
もいもい	火山はめざめる	アンパンマン
もこちゃんチャイルド	エジソンなどのねずみの冒険シリーズ	ぎょうれつのできるケーキ屋さん
ノンタンシリーズ	放課後ミステリー倶楽部シリーズ	ぺんぎんホテル
くくんとかじ	魔法の庭物語シリーズ	おすしがふくをかいにきた
どこからきたのおべんとう	野中終さんの本	ゆっくとすっくシリーズ
パンどろぼう	妖怪村の運動会	つくろうつくろうおべんとう
スイミー	おさるのジョージ	お菓子の本
ねずみくんのホットケーキ	擬音語の多い本	14ひきシリーズ
ビリイとサバイ	お姫様の物語	10かいだてのおひめさまシリーズ
メリークリスマスとのさま	「100かいだて」シリーズ	おべんとうバス
はらぺこあおむし	おばけ	はじめての世界名作えほんシリーズ
でんしゃのずかん	お仕事〔職業〕絵本	
図鑑	ばんだたいそう	
乗り物雑誌	サンタさんのぼうしどこいった	

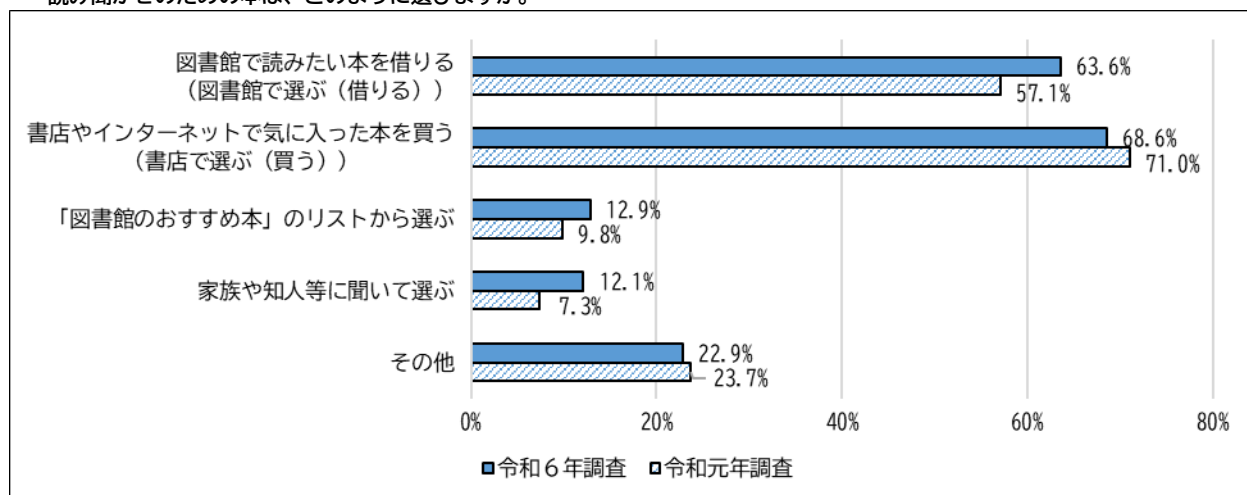
（注）アンケートに記載のまま掲載

問7 【問4】で1または3を選択し、「大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
家庭で読み聞かせをしてあげるのは、おもにどなたですか。



◆その他・・・
・保育園の先生

問8 【問4】で1または3を選択し、「大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
読み聞かせのための本は、どのように選びますか。



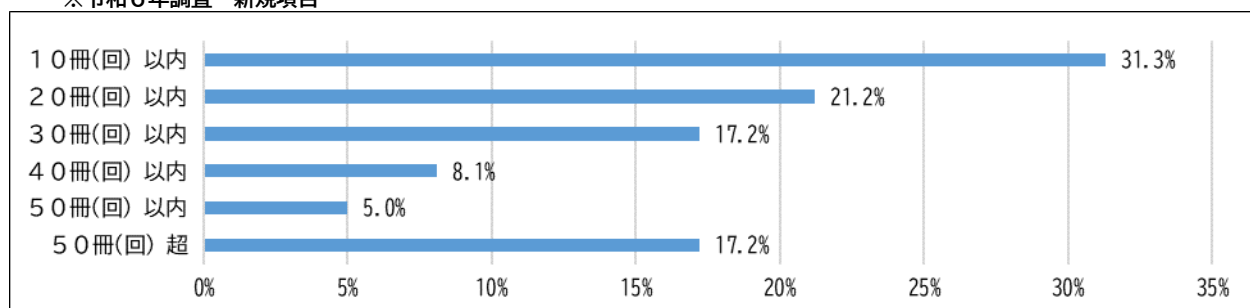
◆その他を選んだ方の、本の選び方を教えてください。

- ・幼稚園に図書室があり、こどもが好きな本を借りてくる
- ・親の好きな本
- ・ブッククラブから毎月一冊と幼稚園から毎月一冊
- ・幼稚園で毎月頂く本
- ・家にある日本昔話や世界の本(グリム童話など)
- ・幼児教室から購入
- ・プレゼントしてもらった本や自宅に元々あった本
- ・親自身が興味を持った絵本
- ・SNSを参考にする
- ・家にあるものをこどもが持ってくる

- ・その時のこどもの状態に合わせた本を検索して購入する(初めての本、自分で読む本、一緒に楽しめる本、電車の本などで検索)
- ・インターネット等で調べて図書館で借りる
- ・プレゼントでいただいた本
- ・幼児教室で毎月買う本
- ・親がこどもの頃読んでいた本
- ・保育園の絵本コーナーで選ぶ
- ・保育園や幼稚園の貸し出し

など

問9 【問4】で1または2を選択し、「こども自身が好きな本を読んでいる」とお答えの方におたずねします。
お子さんは1か月に延べ何冊(何回)本を読みますか。
※令和6年調査 新規項目

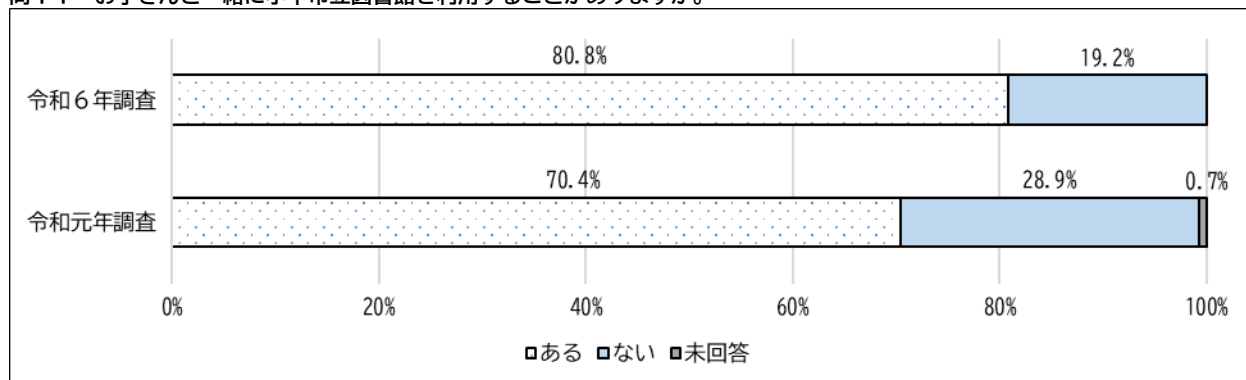


※同じ本を2回読んだ場合、2冊(回)とカウントします。

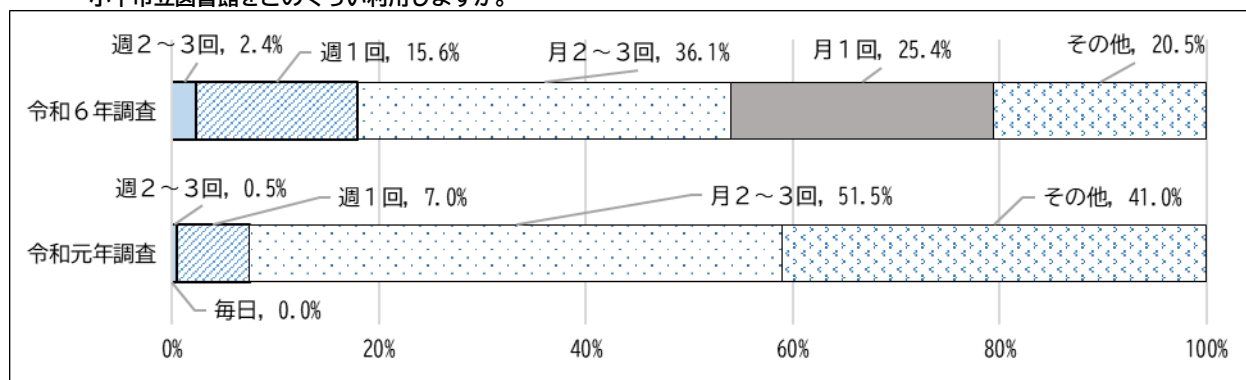
問10 お子さんの本との接し方について、「大人が読み聞かせをしている」、「子ども自身が好きな本を読んでいる」以外の接し方がありましたら教えてください。

- ・自分で本を開いて、字は読めないがそれらしい言葉でお話しながらよく読んでいる
- ・めくったりして本で遊んでいる
- ・本人はまだ字が読めないが絵を見ながら自分でお話を考えて読んでいる
- ・夜寝る前に読み聞かせ、日中は読みたくなった時に読んであげる
- ・自分でページをめくる
- ・本をかじる
- ・好きな本を眺めている
- ・こどもに読んで欲しい本を選ばせて読み聞かせをしている
- ・図鑑やNゲージの本は自分でみて、絵本は毎晩親が読む
- ・きょうだい間でよみかかせたり、ぬいぐるみに読み聞かせたりしている
- ・読んだ本のお片付けの手伝い
- ・保育園で読んでもらったり自分で読んでいる

問11 お子さんと一緒に小平市立図書館を利用することがありますか。



問12 【問11】でお子さんと一緒に小平市立図書館を利用することが「ある」とお答えの方におたずねします。
小平市立図書館をどのくらい利用しますか。



◆その他・・・

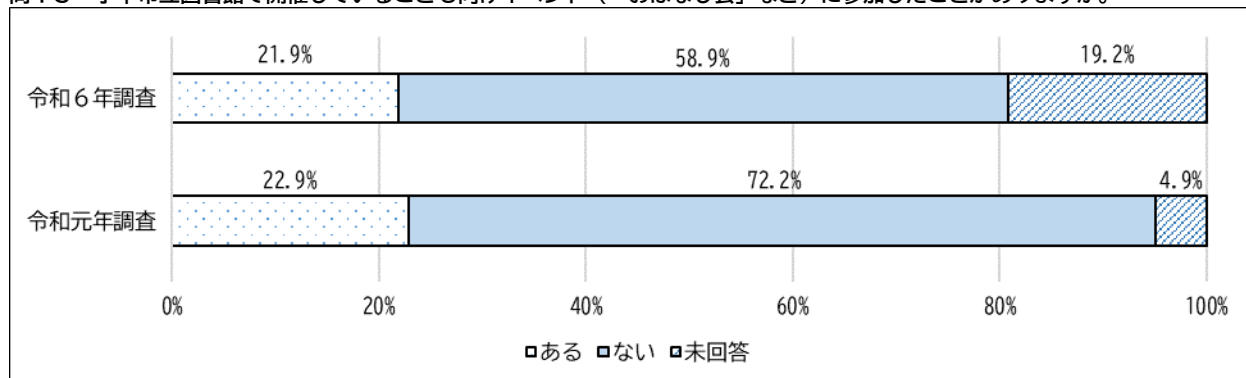
- ・2か月に1～2回
- ・3か月に1回
- ・半年に1回

- ・1年に1～2回
- ・1年に数回

- ・子どもが小さい頃は月1回程度通っていたが成長するにつれ減った

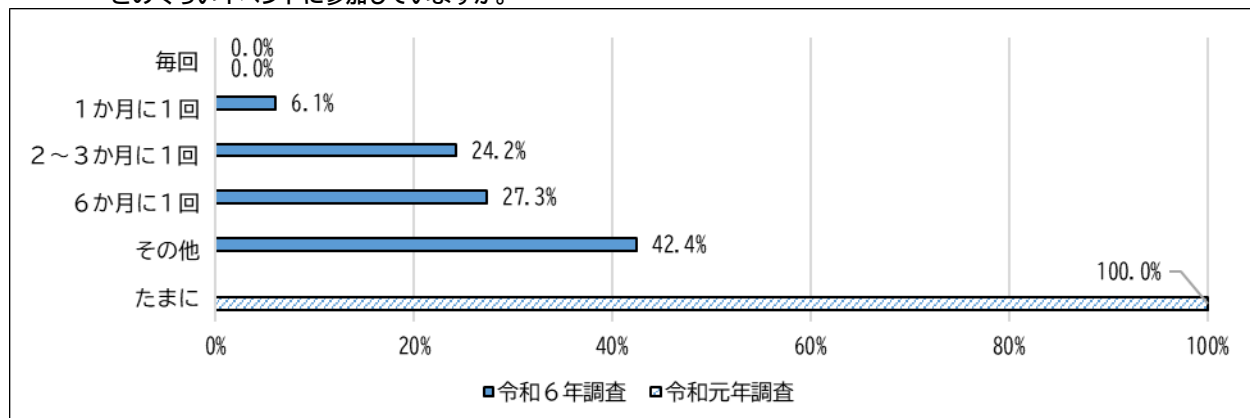
など

問13 小平市立図書館で開催しているこども向けイベント（「おはなし会」など）に参加したことがありますか。



問14 【問13】で小平市立図書館で開催しているこども向けイベントに参加したことが「ある」とお答えの方におたずねします。

どのくらいイベントに参加していますか。



◆その他・・・

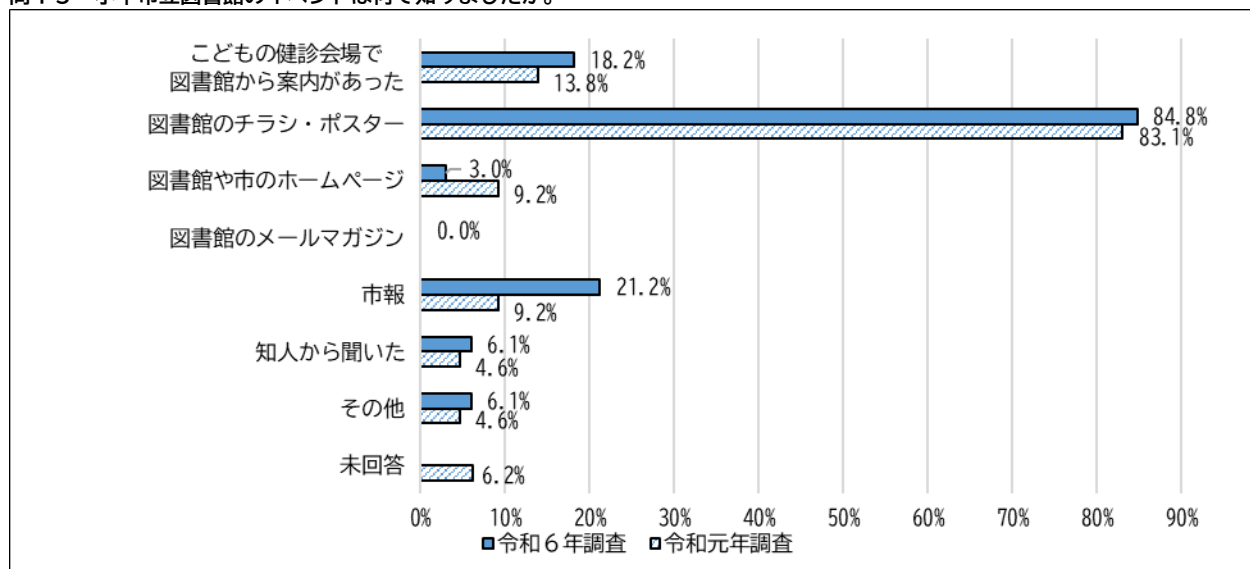
- ・1回だけ
- ・何度か

・育休中に数回

・幼いころは頻繁に参加していたが成長するにつれ減った

など

問15 小平市立図書館のイベントは何で知りましたか。

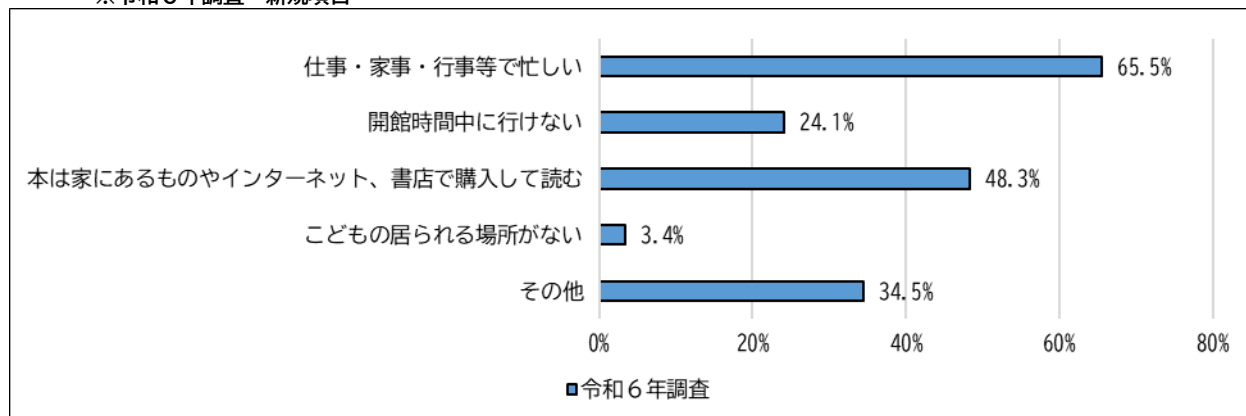


◆その他・・・

- ・自分(親)が小さい頃通ったので知っていた
- ・図書館で職員さんに声をかけてもらった

問16 【問11】でお子さんと一緒に小平市立図書館を利用することが「ない」とお答えの方におたずねします。
利用したことがない理由は何ですか。

※令和6年調査 新規項目



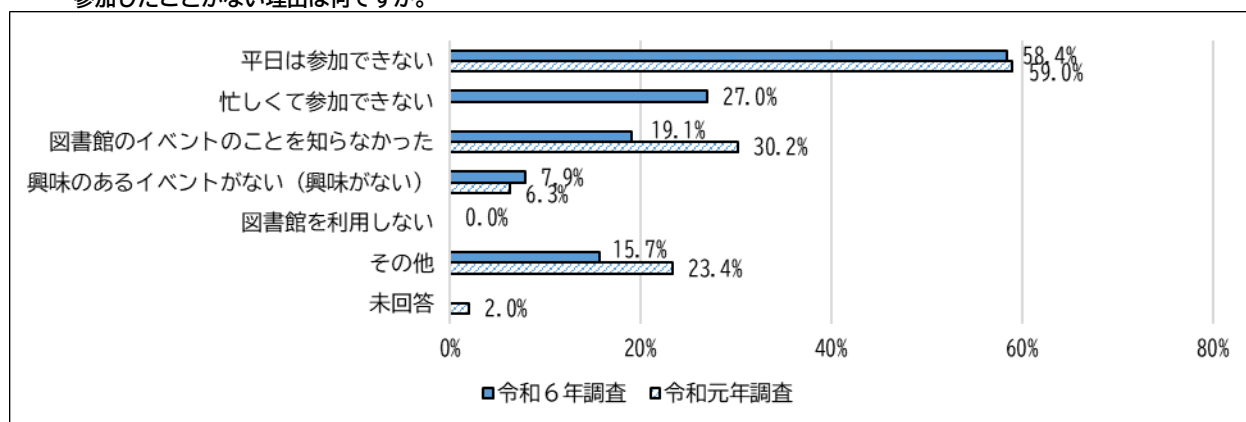
◆その他・・・

- ・こどもが騒いでしまいそうで落ち着かない
- ・図書館は騒いではいけないイメージがある
- ・まだ乳児のため
- ・保育園で借りられるため
- ・借りて返すのに手間がかかる
- ・図書館まで距離がある
- ・忙しくて時間がない
- ・発達のサポートが必要なこどもなので他の方に迷惑をかけるため行けない
- ・距離はあるが、こどもが靴を脱いでくつろげる絨毯や板の間がある近隣市の図書館に行く
- ・絵本を選びにくい
- ・開館時間に間に合わない
- ・他市の市民のため

など

◆ほかに、「電子書籍を読む」、「図書館には読みたい本がない」、「親が読書を好きではない」、「こどもが本が好きではない」、「座席数が少ない」という選択肢があったが、いずれも選択は0人であった。

問17 【問13】で小平市立図書館のイベントに参加したことが「ない」とお答えの方におたずねします。
参加したことがない理由は何ですか。

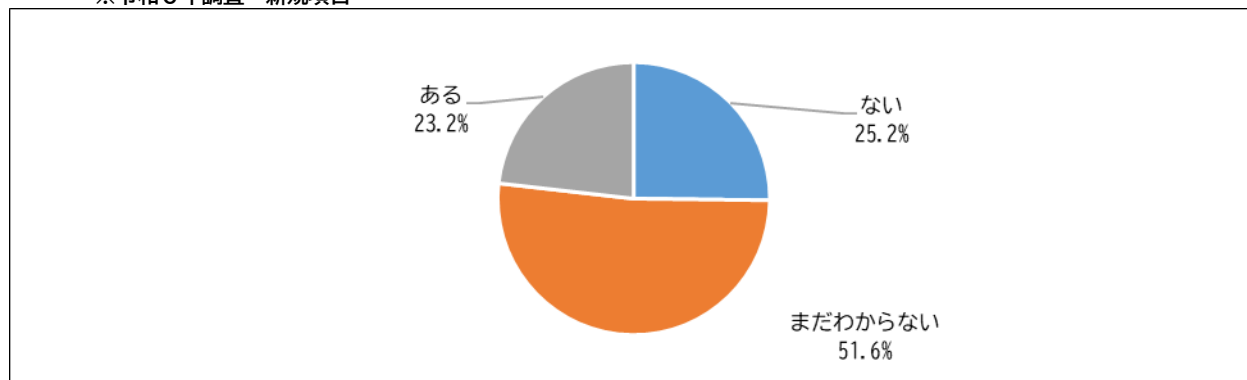


◆その他・・・

- ・タイミングが合わない
- ・近隣市の図書館を利用することが多く、おはなし会も近隣市の方に月に何回か参加している
- ・選書が偏っており魅力的でない、オリジナリティがない、自宅の読み聞かせの方がこどもが喜ぶ (イベントで読んでもらうのは読み方が単調である)
- ・まだ小さいので
- ・イベントがこどものお昼寝の時間に設定されている、定員が少ない、予約が電話で先着順のものが多く仕事をしているとそもそもその時間に電話ができない
- ・面倒臭い
- ・こどもが参加できるイベントがあまりない
- ・こどもが読み聞かせイベントが苦手
- ・降園後、一旦帰宅してから行くのが億劫。降園後すぐの時間から、そのまま参加できれば行く機会が増えると思う
- ・保育園でも似たような催しがあるので
- ・たまたま行った日にイベントがあっという間と思ったら事前申込制だった。市報に掲載されているのか、さほど目につかないので親の世代が手に取れるような情報ツールでの告知が欲しい。
- ・イベントがあることを知らないことが多い
- ・知らない人がいる場が苦手だから
- ・低月齢のため

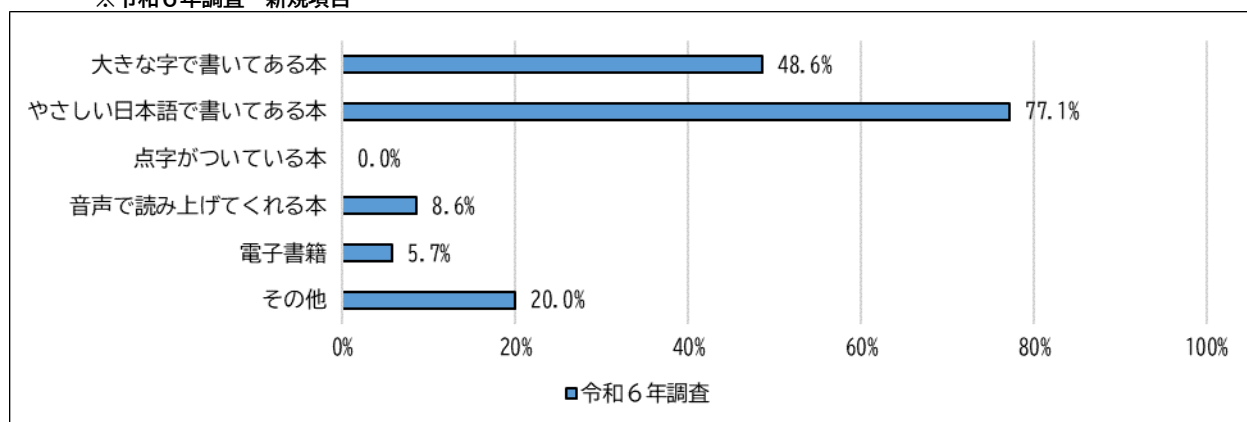
問18 お子さんが自分で本を読もうとするとときに、読みづらそう、または読めないのではないかと思いますか。(字を読むことにし難がありますか)

※令和6年調査 新規項目



問19 【問18】でお子さんが自分で本を読もうとするとときに、字を読むことにし難が「ある」とお答えの方におたずねします。どのような本であればお子さんが読みやすいと思いますか。

※令和6年調査 新規項目



◆その他・・・

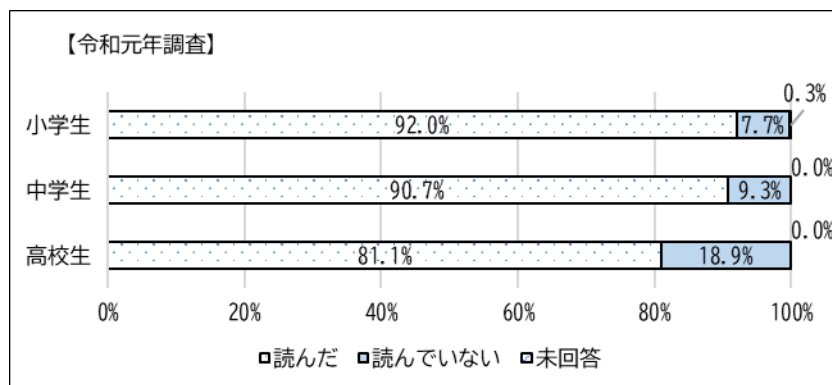
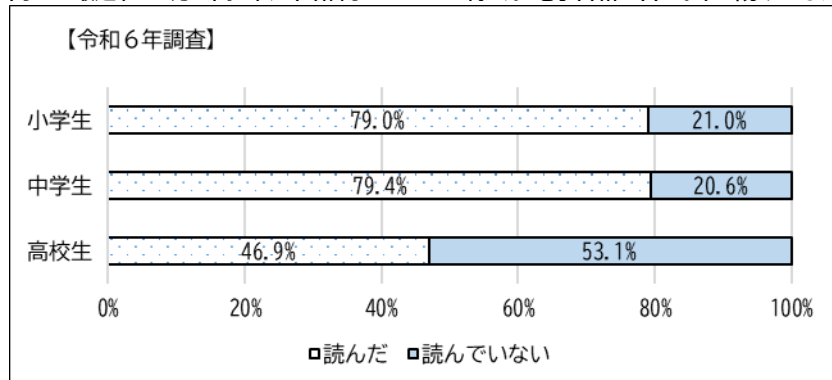
- ・文節などで区切られている
- ・読み仮名がふってある
- ・まだ字が読めないため、読めるようになったときのことを想定して回答した
- ・そもそも読める文字と読めない文字がまだある、また、絵だけ見ている
- ・年齢に適した内容
- ・繰り返し読み聞かせて読んだ本
- ・すべてひらがなの本
- ・カタカナがまだ読めないのでひらがなでふってあると読みやすい

◆質問の意図としては、字を読むことに障がいがあるかを問うものであったが、低年齢で字が読めないこどもの読める本について回答しているものが多かった。

「第5次小平市こども読書活動推進計画」に関するアンケート調査結果 【小・中・高校生】

【読書状況について】

問1 最近(1か月の間に)、本(雑誌・マンガは除く。電子書籍を含む。)を読みましたか。



※令和元年調査までは、3か月以内に読んでいるかという問いであった。

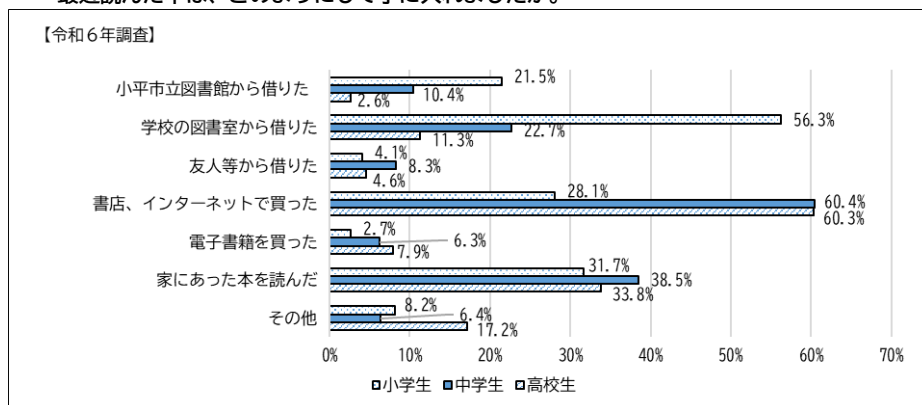
問2 【問1】で「読んだ」とお答えの方におたずねします。

面白かった本、または好きな本のタイトルは何ですか。

不思議駄菓子屋銭天堂	学校の怪談	告白
ハリーポッター	謎解きはディナーのあとで	交換ウソ日記
かいけつゾロリ	時間割男子	また、同じ夢を見ていた
変な家	君たちはどう生きるか	本好きの下克上
鏡の孤城	グレッグのダメ日記	同志少女よ、敵を撃て
四つ子ぐらし	54字の物語	しりとり あいうえお
5分後に意外な結末	世界は「」で満ちている	はてしない物語
君の臓腑をたべたい	マジックツリーハウス	人間失格
大ピンチずかん	都会のトム&ソーヤ	君の存在を意識する
カラフル	ともだちや	窓際のトットちゃん
アルジャーノンに花束を	はらぺこあおむし	ワンピース
薬屋のひとりごと	そしてボタンは渡された	52ヘルツのくじらたち
ジュニア空想科学読本	猫魚	これは経費で落ちません
ざんねんないきもの事典	はたらく細胞	わたしの幸せな結婚
十年屋	ルルとララ	ねずみくん
バムとケロ	ほねほねザウルス	11ぴきのねことあほうどり
パンどろぼう	黒魔女さんが通る	シートン動物記
銀河鉄道の夜	ノラネコぐんだん	エルマーのぼうけん
ぐりとぐら	星のカービィ	あの花が咲く丘で君とまた出会えたら
モモ	100階建ての家	など

(注) アンケートに記載のまま掲載

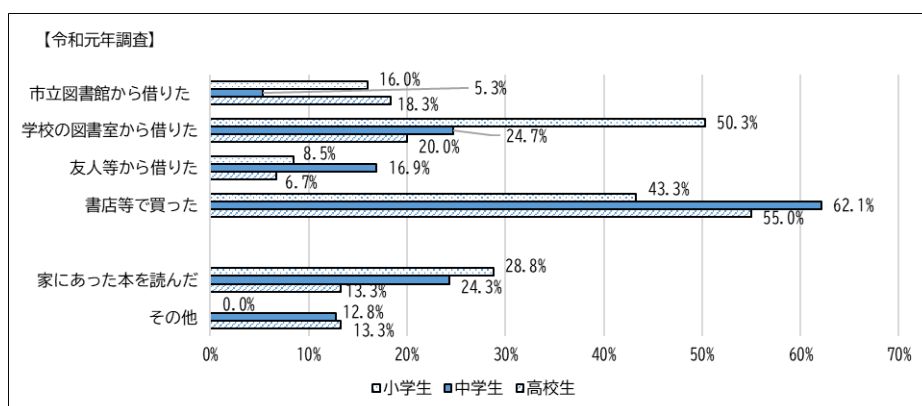
問3 【問1】で「読んだ」とお答えの方におたずねします。
最近読んだ本は、どのようにして手に入れましたか。



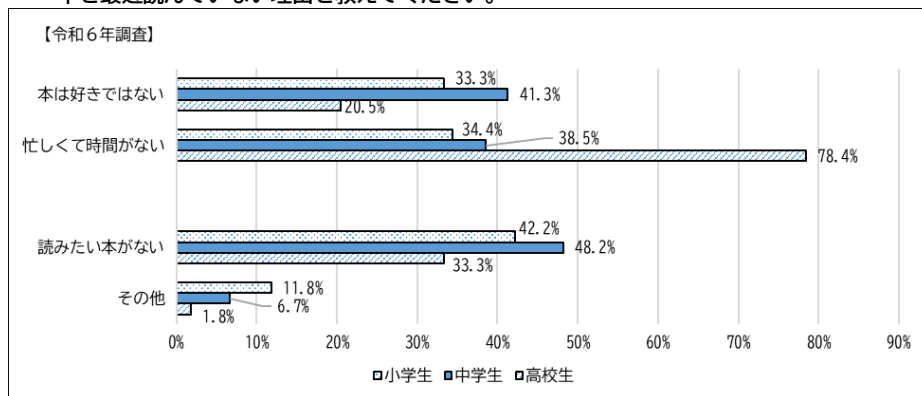
◆その他・・・

- ・地元の図書館で借りた
- ・本屋（古本屋）で買った
- ・担任の先生から借りた
- ・学級文庫
- ・習い事で買った
- ・親族や友人からプレゼントでもらった
- ・ブックトークで紹介されて学校にあった本
- ・無料電子書籍
- ・塾で読んだ
- ・親の実家にあった本
- ・学童クラブにあった本
- ・親族が買ってきた

など



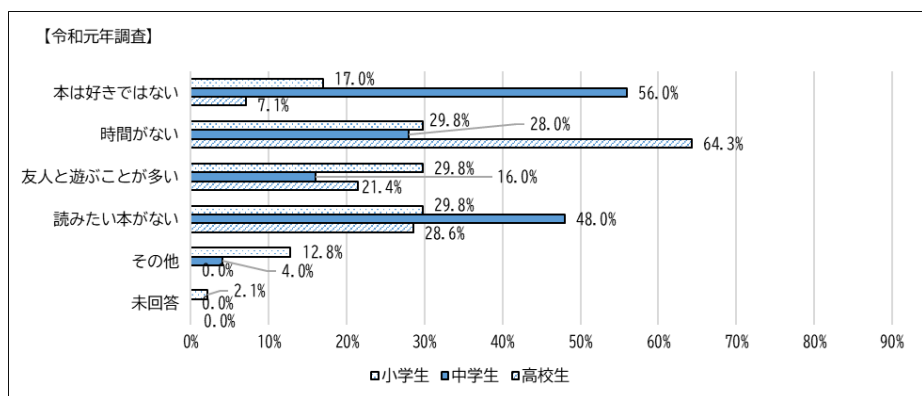
問4 【問1】で「読んでいない」とお答えの方におたずねします。
本を最近読んでいない理由を教えてください。



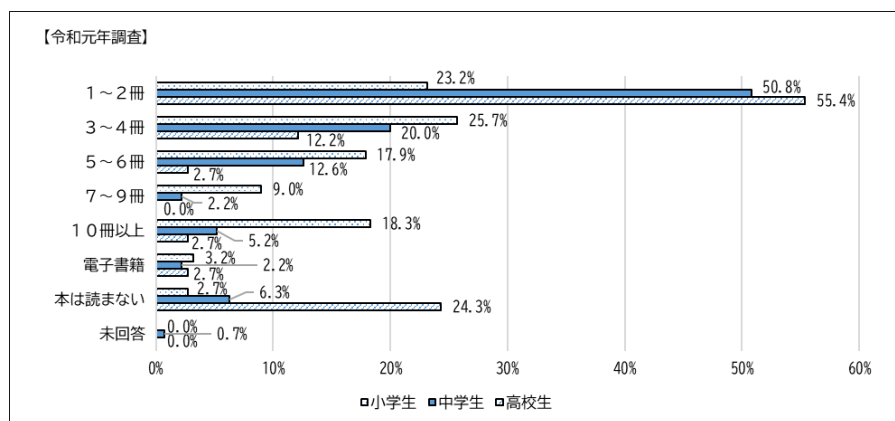
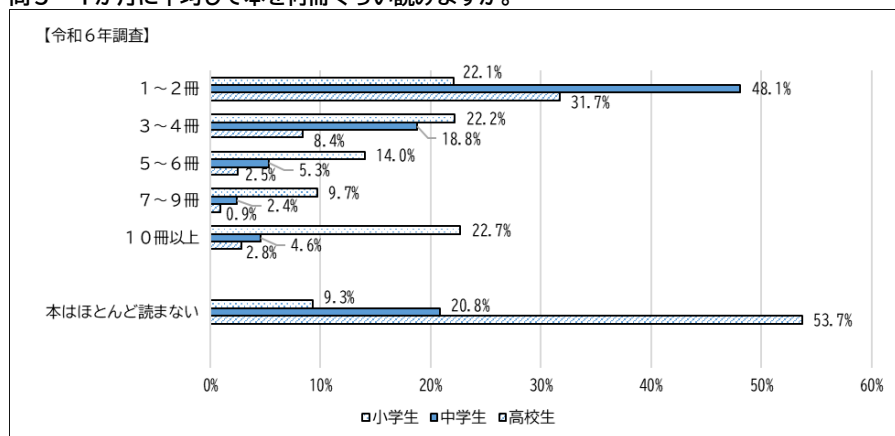
◆その他・・・

- ・ほかに好きなことがあるから
- ・読むのが面倒くさい
- ・マンガや雑誌を読む
- ・文字がたくさんで難しい
- ・好きな本があれば読む
- ・読みたくない
- ・興味がない
- ・頭が痛くなる

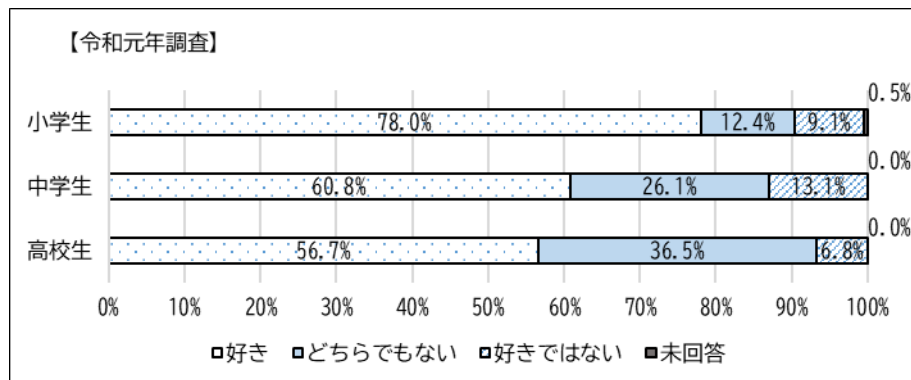
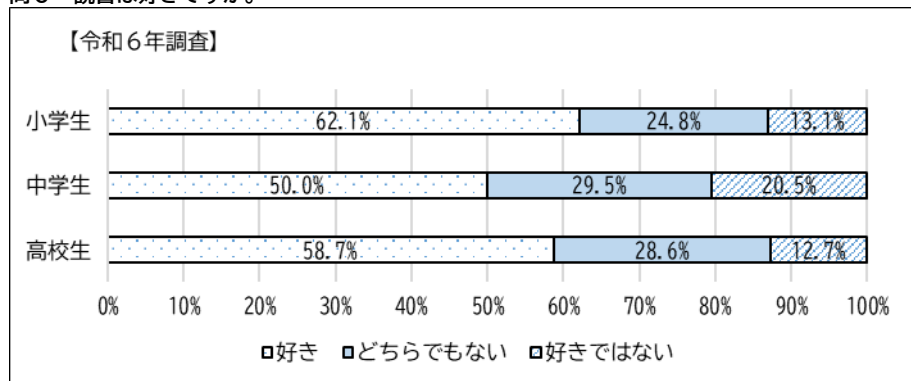
など



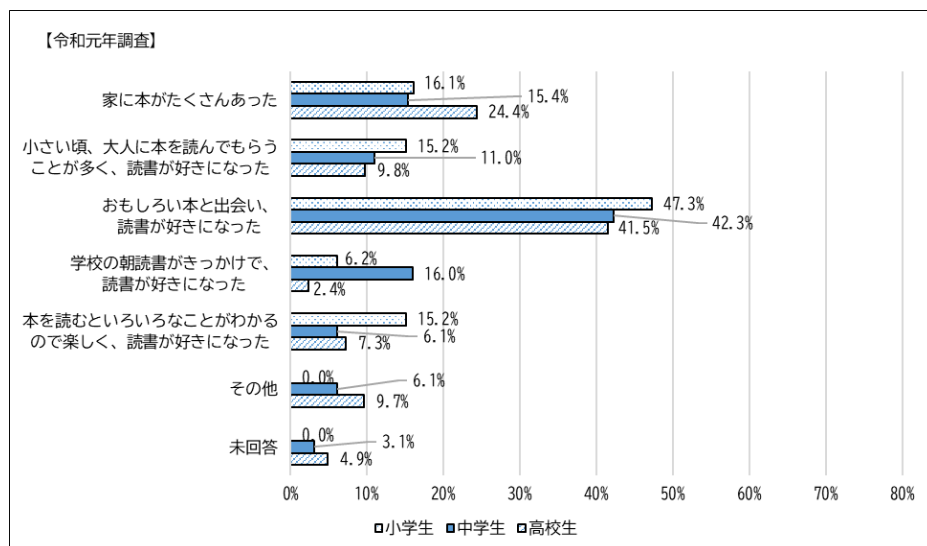
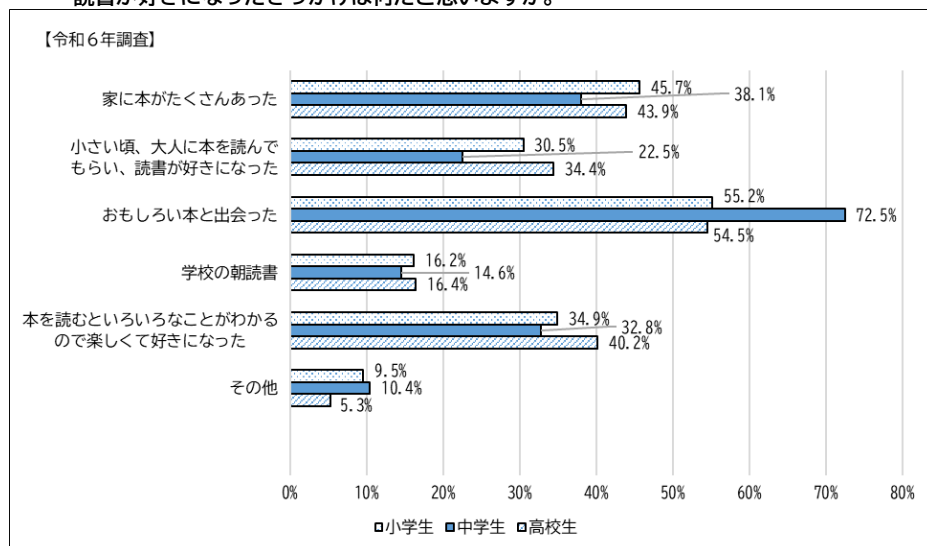
問5 1か月に平均して本を何冊ぐらい読みますか。



問6 読書は好きですか。



問7 【問6】で読書が「好き」とお答えの方におたずねします。
読書が好きになったきっかけは何だと思いますか。



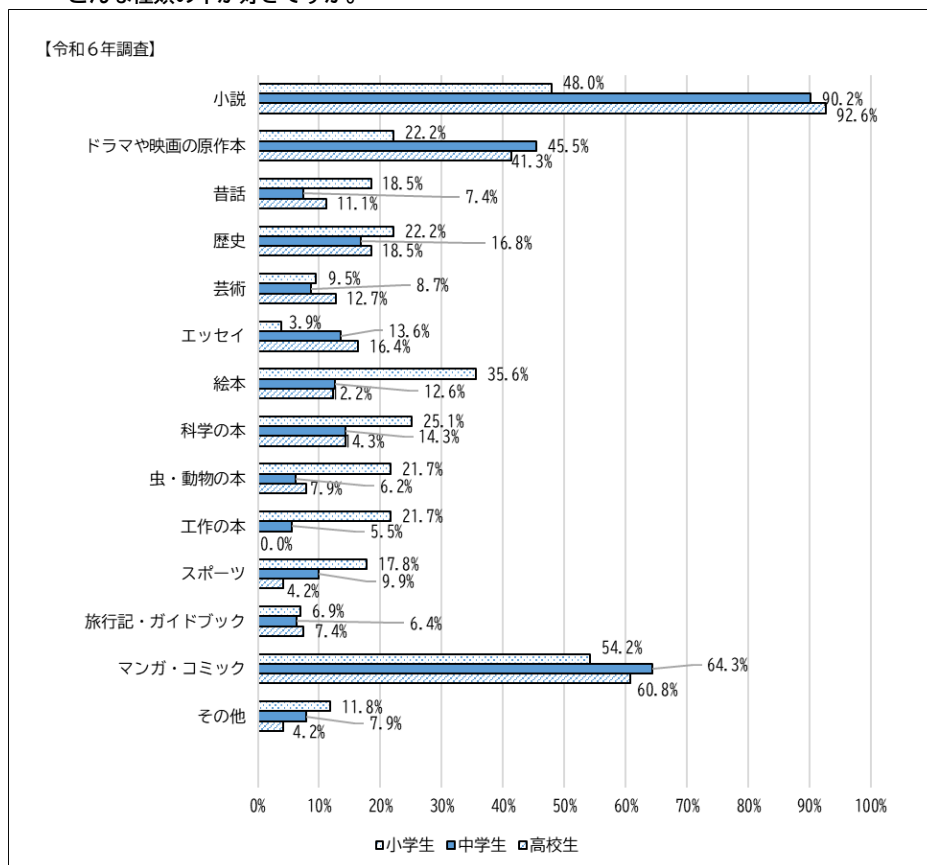
◆その他・・・

- ・親族や友人から紹介された本が面白かった
- ・自分だけの世界に入れる
- ・その世界に入れる
- ・主人公になれた気分になって入り込んでいる感じが楽しい
- ・知識が広がる
- ・小説家になりたい
- ・家族で図書館に行く習慣があった
- ・本を読むとリラックスできる
- ・人の気持ちを理解するとワクワクして面白い
- ・親族が本好きで本なら何冊でも買ってくれた

- ・図書委員に入ってから
- ・先生に音読が上手と褒められて嬉しくてみんなの前で読み聞かせをしたのがきっかけで色々な本を読むようになって好きになった
- ・本を読んでいると母に褒められるから
- ・親が答えられない知識が詰まっているから
- ・映画化された作品の原作を見た
- ・ユーチューブで小説を紹介するチャンネルを見た
- ・マンガが好きでその後に小説を読んだら面白かった
- ・兄弟姉妹が本を好きで面白い本を教えてくれた

など

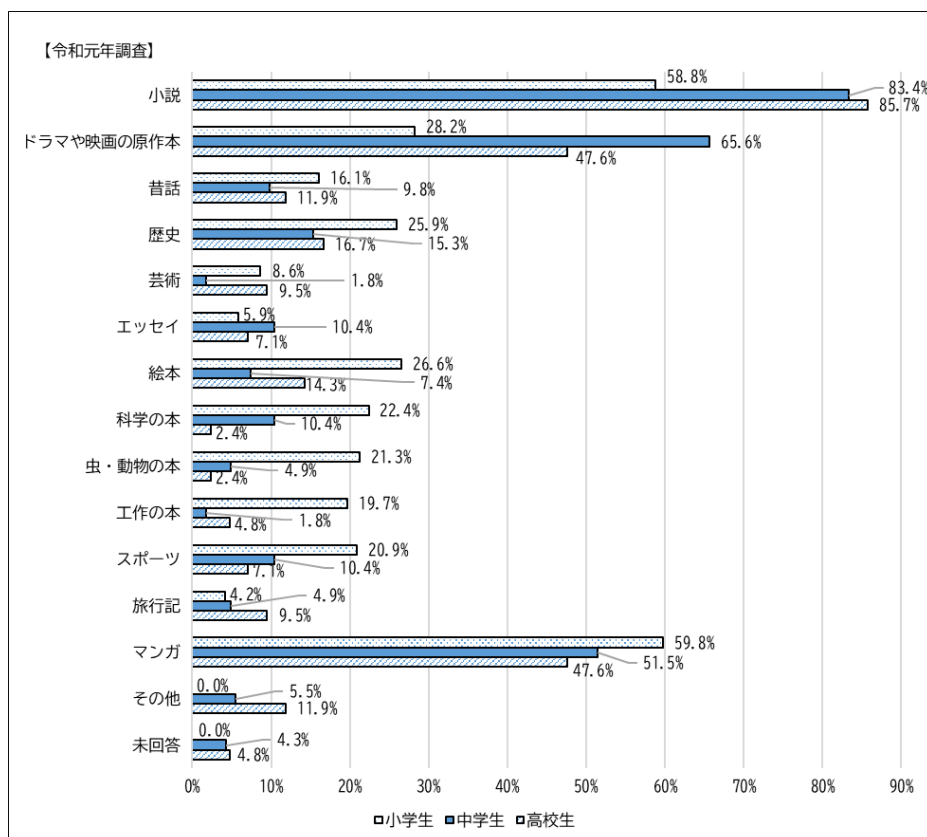
問8 【問6】で読書が「好き」とお答えの方におたずねします。
どんな種類の本が好きですか。



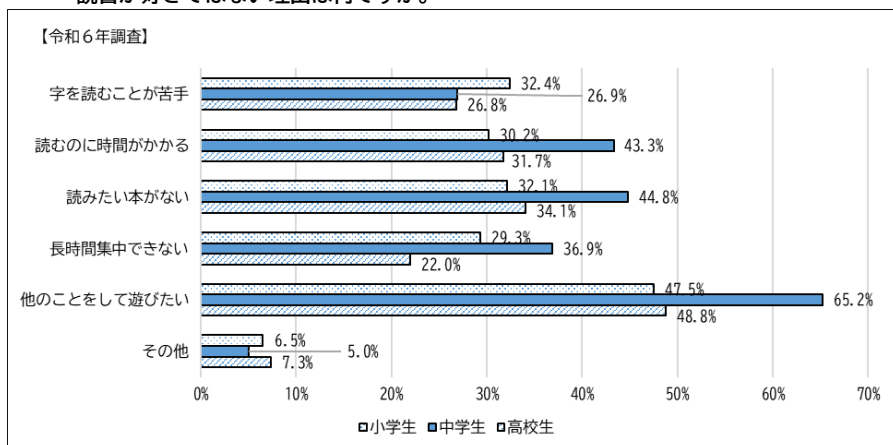
◆その他・・・

- ・心理学
- ・ファンタジー
- ・ライトノベル
- ・ホラー・ミステリー・推理小説
- ・伝記
- ・料理本
- ・図鑑
- ・ドラマの本
- ・フィクション
- ・冒険
- ・自動車
- ・アニメの原作
- ・怪談
- ・恋愛
- ・恐竜
- ・自己啓発本
- ・勉強系

など



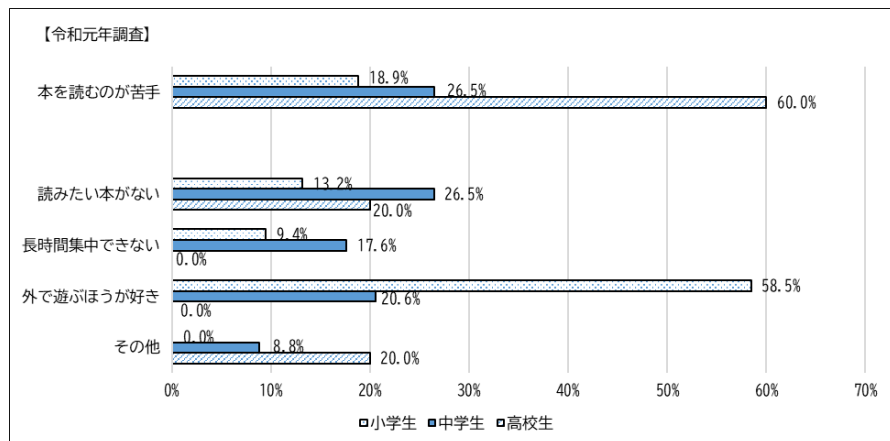
問9 【問6】で読書が「好きではない」とお答えの方におたずねします。
読書が好きではない理由は何ですか。



◆その他・・・

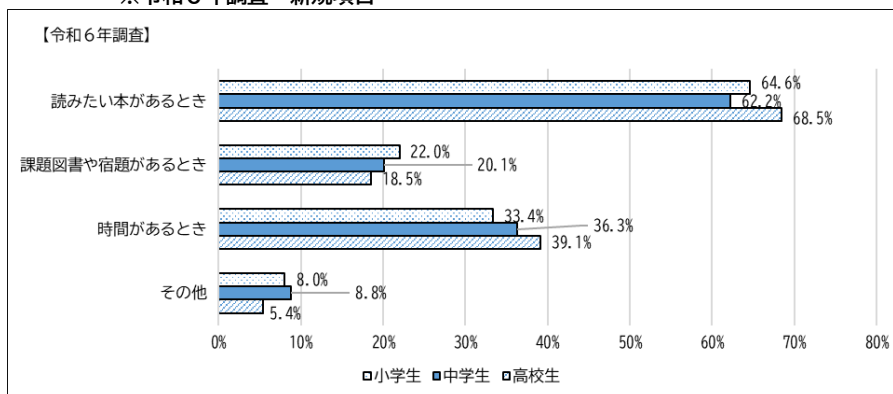
- ・本を読む楽しさがわからない
- ・疲れる
- ・つまらない
- ・時間がない
- ・本に惹かれない
- ・本を読むと眠くなる
- ・頭が痛くなる
- ・飽きる
- ・漢字がわからないものがある
- ・面白くない
- ・時間がもったいない

など



問10 【問6】で読書は好きでも嫌いでも「どちらでもない」とお答えの方におたずねします。
本を読もうと思うときはどのようなときですか。

※令和6年調査 新規項目



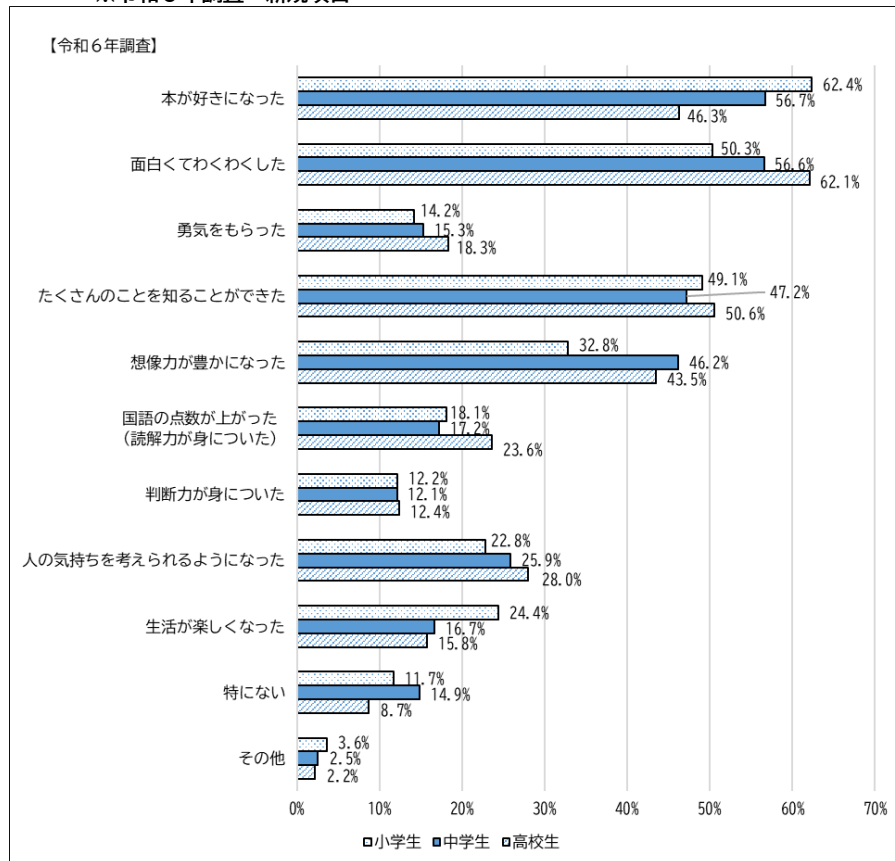
◆その他・・・

- ・朝読書の時間
- ・何か調べたいとき
- ・寝る前
- ・親に読みなさいと言われたとき
- ・気が向いたとき
- ・やることがないとき
- ・好きな本があったとき
- ・スマホ・ゲーム・パソコンが
できなくて暇なとき
- ・受験のため

など

問11 本を読むことであなたにとって良かったことはありますか。

※令和6年調査 新規項目



◆その他・・・

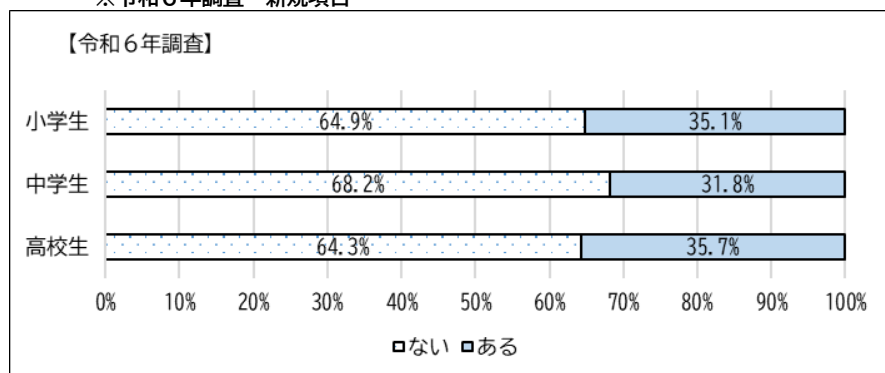
- ・少し難しい漢字でも読めるようになった
- ・友達と一緒に好きな本を読めるようになった
- ・命の大切さを学んだ
- ・自分の将来の夢ができた
- ・暇つぶしになった
- ・文章がうまく書けるようになった
- ・文章を読むのが速くなった
- ・他人の感情に共感しやすくなった
- ・物事を深く考えることができるようになった
- ・国語の読みとりの苦手意識を感じたことがない
- ・他の人とかかわりが増えた
- ・仲間ができた
- ・人生において大切な知恵や考えを知り自分の考えに生かすことができた
- ・言葉を知りその言葉を普段の生活で使うようになった
- ・新しい趣味にたどり着いた
- ・友達の知らないことを教えられた
- ・人生の楽しみが増えた
- ・物事に対しての新しい視点などを与えてくれた
- ・自分が一人ではないと理解できた
- ・執筆に興味を持った
- ・日常生活での物事のとらえ方が本を読むことによって変わった
- ・人間とは何か人生とは何かについて考えることができた
- ・恋がしたくなった
- ・本を通じて新しい人間関係ができた
- ・友達と仲良くなった
- ・居場所がある

など

【本の読みづらさについて】

問12 本が読みづらいときや、読めないときがありますか。(読むのが難しいことがありますか)

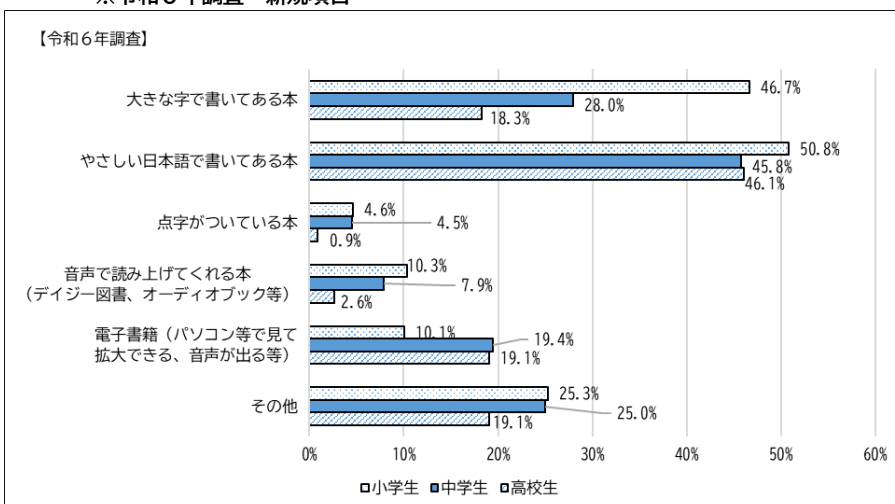
※令和6年調査 新規項目



問13 【問12】で、本が読みづらいときや読めないときが「ある」とお答えの方におたずねします。

どのような本であれば読みやすいですか。

※令和6年調査 新規項目



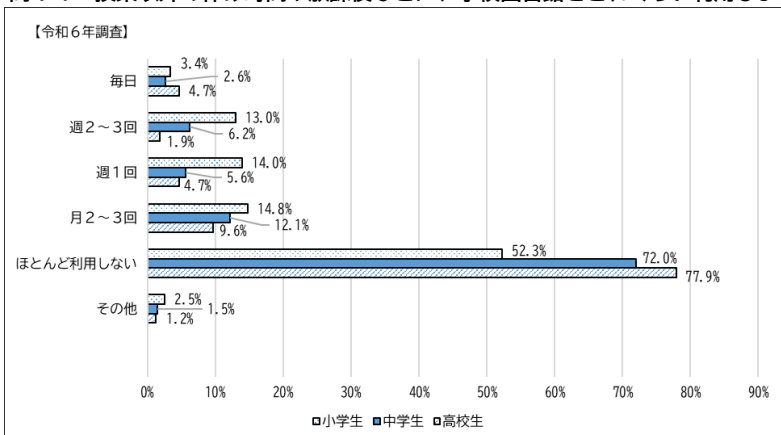
◆その他・・・

- ・ ひらがなの本
- ・ 漢字にふりがながついている本
- ・ 漢字が少ない本
- ・ どこを読んでいるか分かりやすい本
- ・ 行がしっかり揃っている本
- ・ 難しい言葉の説明が書いてある本
- ・ 解説がある本
- ・ 字が少ない本
- ・ 写真や絵が多い本
- ・ フォントが細くて濃い本
- ・ 障がいのある人でも読める本
- ・ 一行ごとに多少の隙間がある本
- ・ 行がわかりやすい本(同じ行を読んてしまう)
- ・ 段落がわかる本

など

【学校図書館の利用について】

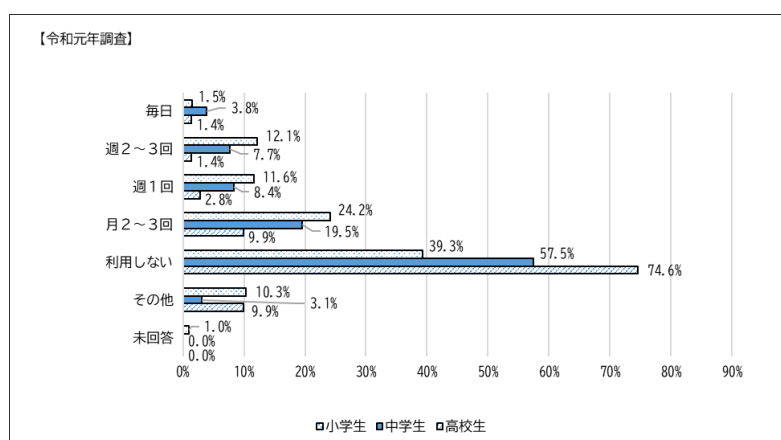
問14 授業以外の休み時間や放課後などに、学校図書館をどれくらい利用しますか。



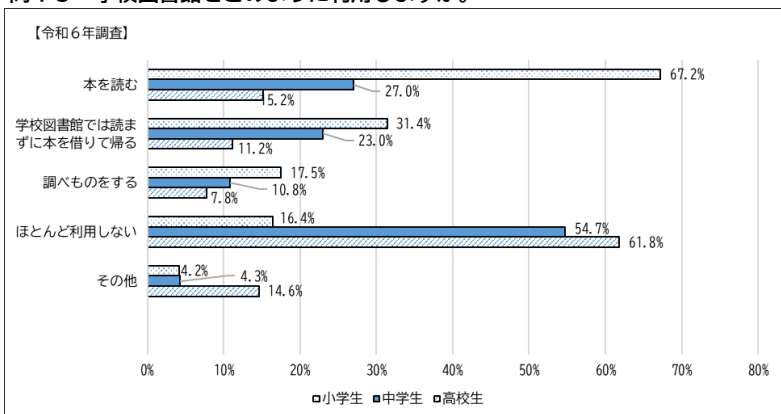
◆その他・・・

- ・週5～6回
- ・月に5～6回
- ・月に1回程度
- ・2か月に1回
- ・年に1回
- ・年に3～4回
- ・授業以外で利用できない
- ・放課後利用できるのかわからない

など



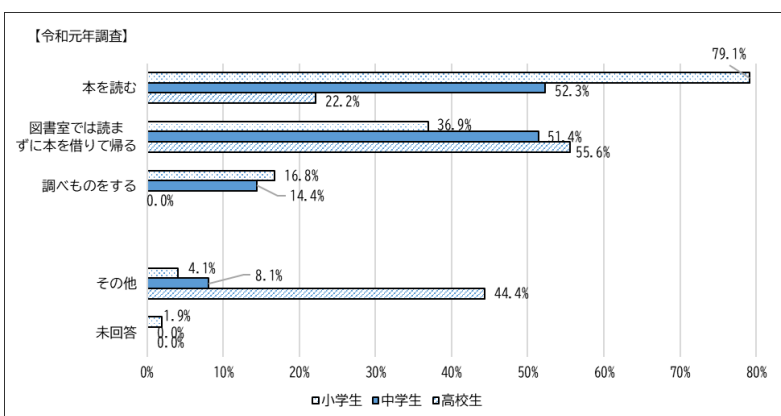
問15 学校図書館をどのように利用しますか。



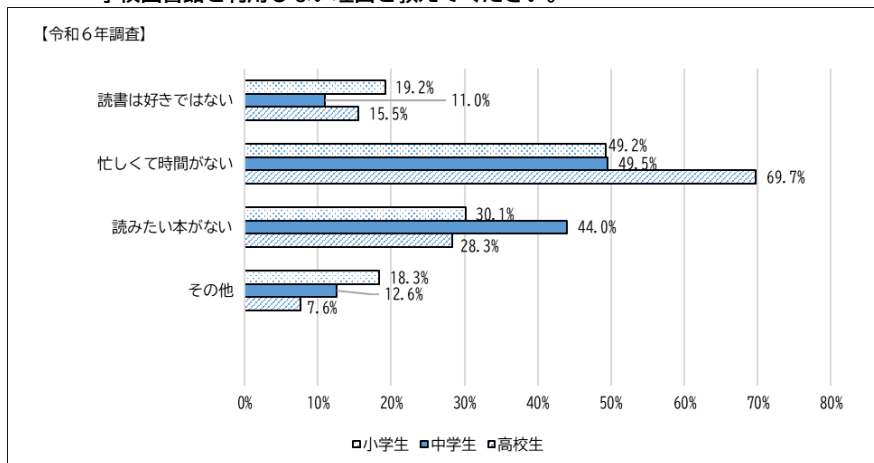
◆その他・・・

- ・自習
- ・テスト勉強
- ・図書委員
- ・学校の授業で本を借りるように言われたとき
- ・友達と話をする場所
- ・友達と面白い本を探す
- ・暇なときに行く

など



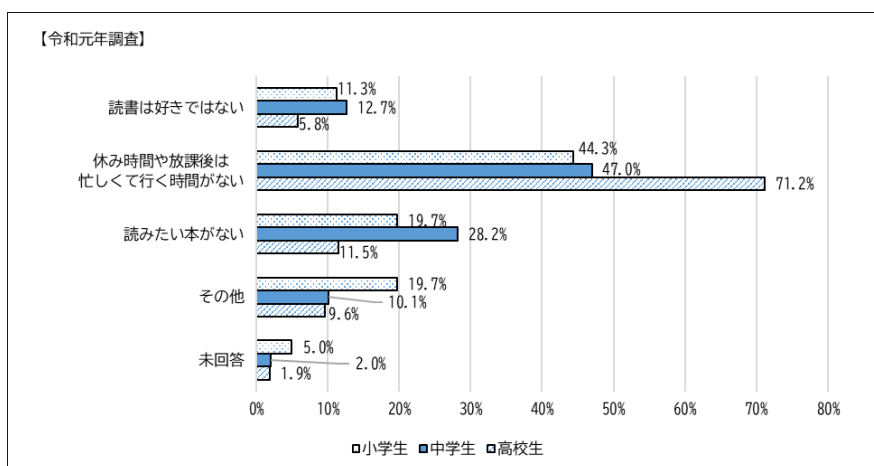
問16 【問14】で学校図書館を「ほとんど利用しない」とお答えの方におたずねします。
学校図書館を利用しない理由を教えてください。



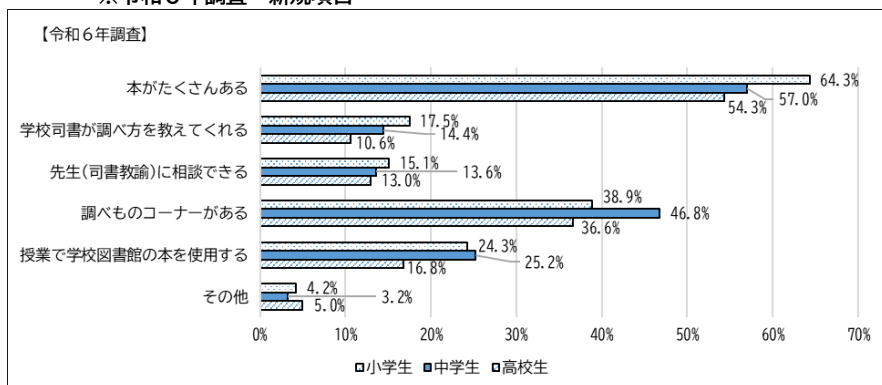
◆その他・・・

- ・遊びたい
- ・運動したい
- ・本は家で読む
- ・学校が開放していない
- ・本が汚い
- ・行くのが面倒くさい
- ・借り方がわからない
- ・図書の先生がいない
- ・学級文庫で分量がある
- ・部活がある
- ・期限があって読み終わらない
- ・他人と本を共有したくない
- ・図書の時間があるから
- ・本を探しづらい
- ・好きな本がない
- ・面白い本がない
- ・市の図書館へ行く
- ・帰らないと親が心配する
- ・規則が多くてのんびりしにくい
- ・本を返さず迷惑をかけたことが何度かあるから

など



問17 学校図書館で調べものなどをすると、どのようであると使いやすいですか。
※令和6年調査 新規項目



※司書教諭とは、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭(先生)です。

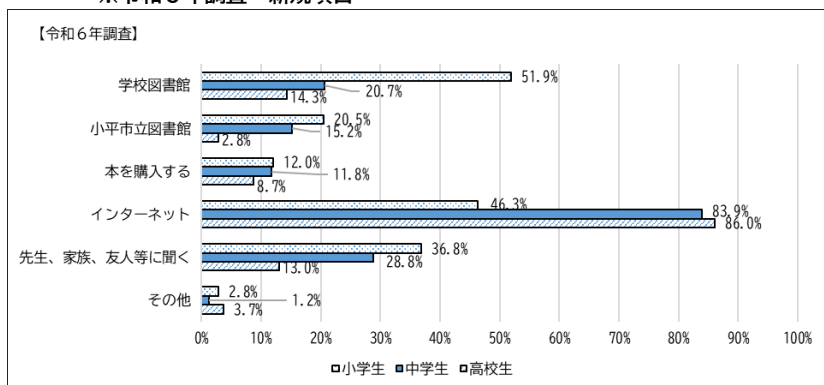
◆その他・・・

- ・パソコン・タブレットがある
- ・調べたいものについて載っている本がある
- ・キーワード検索するとそれに関連する本が出てくる
- ・種類(ジャンル)ごとに分けてある
- ・調べものができる本棚だと教えてくれる看板
- ・どこにどの本があるか分かりやすい
- ・たくさんあって選べる
- ・本の探し方の指導をしてもらえると利用しやすい
- ・索引がわかりやすく表示
- ・自習スペースがある
- ・勉強コーナーがある
- ・静かで集中できる
- ・図書館自体が狭くたくさんいるときは入りにくい
- ・長時間使える
- ・専門書を増やす
- ・本の場所が調べられる
- ・本に番号が書いてある
- ・先生に聞いたらどこに本があるか教えてくれる

など

問18 「探求的な学習」に関して調べたい情報はどこから集めますか。

※令和6年調査 新規項目



◆その他・・・

- ・教科書
- ・ノート
- ・テレビ
- ・動画
- ・実地調査
- ・地元の図書館で借りる
- ・家にある本
- ・国会図書館

など

※探究的な学習とは、他の人と一緒に協力して、積極的に問題を解決しようとする学習活動です。

問19 利用したいと思う学校図書館とは、どのような図書館ですか。また、現在の学校図書館に望むことはありますか。

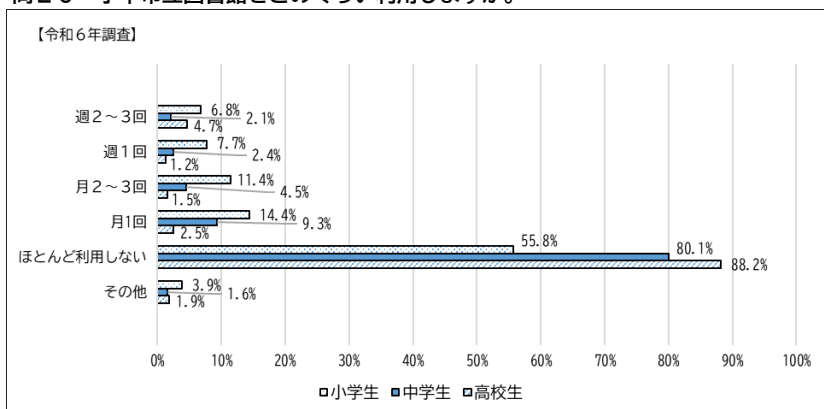
(2,784件)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・放課後遅くまで開館している ・静か ・きれい ・本を見つけやすい ・本のPOPがたくさんある ・様々な本がたくさんある ・きれいな本がたくさんある ・調べものコーナーがほしい ・コーナー分けしてある ・勉強しやすい ・小説を増やしてほしい ・個室が欲しい | <ul style="list-style-type: none"> ・椅子が柔らかい(ソファ) ・開館時間がわかりやすく書かれている ・興味をそそるような本が置いてある ・パソコンやタブレット検索で貸出状況や在架場所がわかりやすい ・インターネットで調べものができる ・調べものがしやすいように種類ごとに分けてほしい ・気軽に相談でき読みたい本がすぐ見つけられ読書が苦手な人でも読書が好きになれる図書館 ・様々なジャンルのライトノベルを置いてほしい ・中休みにも利用可能にしてほしい ・参考書など勉強に関する本がたくさんある ・本のリクエスト箱を作してほしい |
|---|---|

など

【小平市立図書館の利用について】

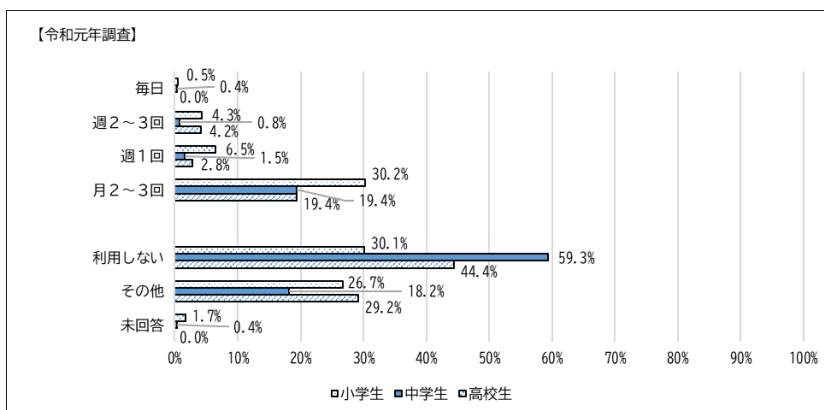
問20 小平市立図書館をどのくらい利用しますか。



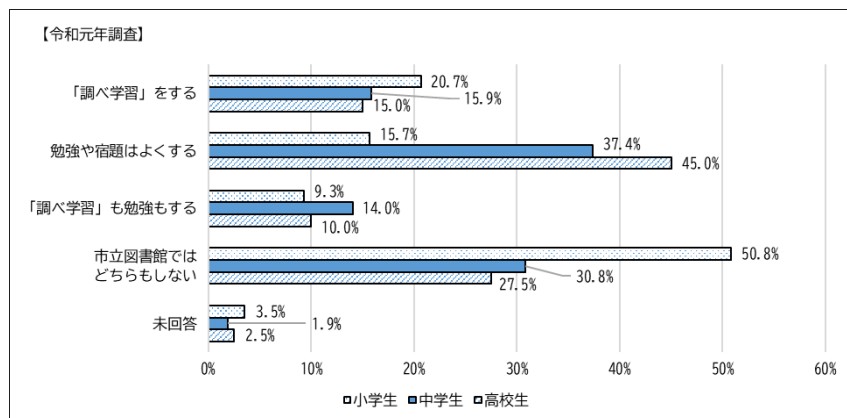
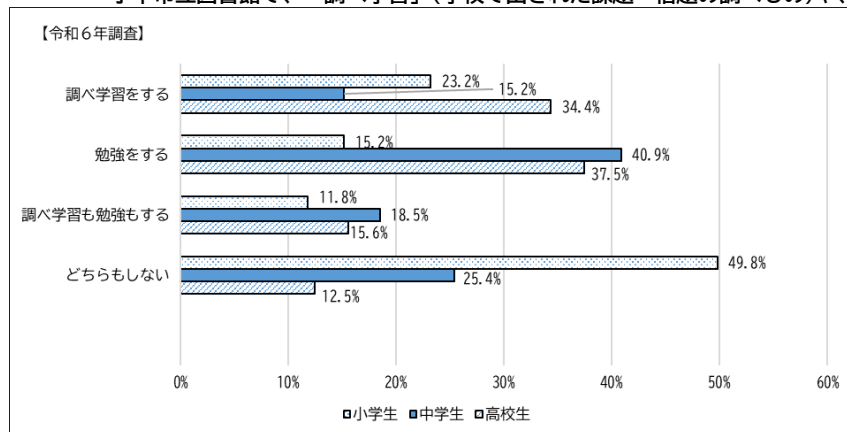
◆その他・・・

- ・週1～2回
- ・月1～2回
- ・半年に1回
- ・年に1回
- ・年に2～3回
- ・一度もない
- ・春休み、夏休み、冬休みに1～3回
- ・よく利用する月と利用しない月がある
- ・不定期に利用

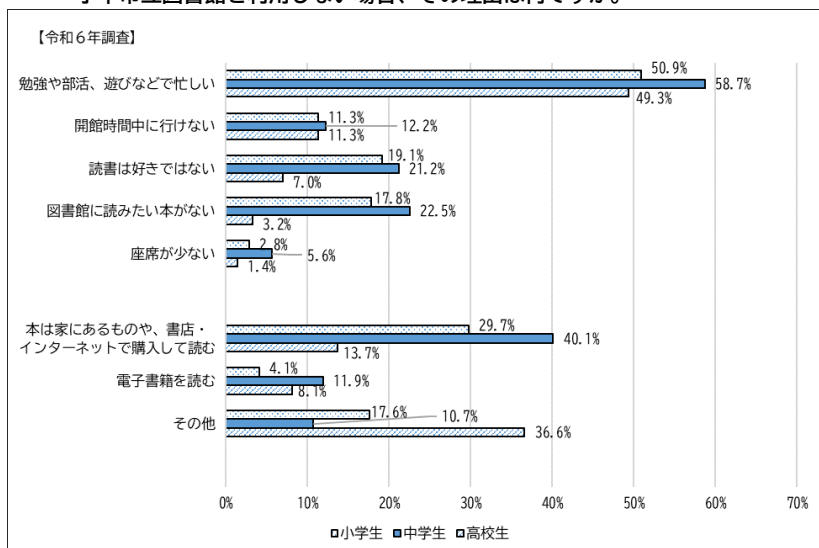
など



問21 【問20】で小平市立図書館を「利用する」とお答えの方におたずねします。
小平市立図書館で、「調べ学習」(学校で出された課題・宿題の調べもの)や、「勉強」をすることはありますか。



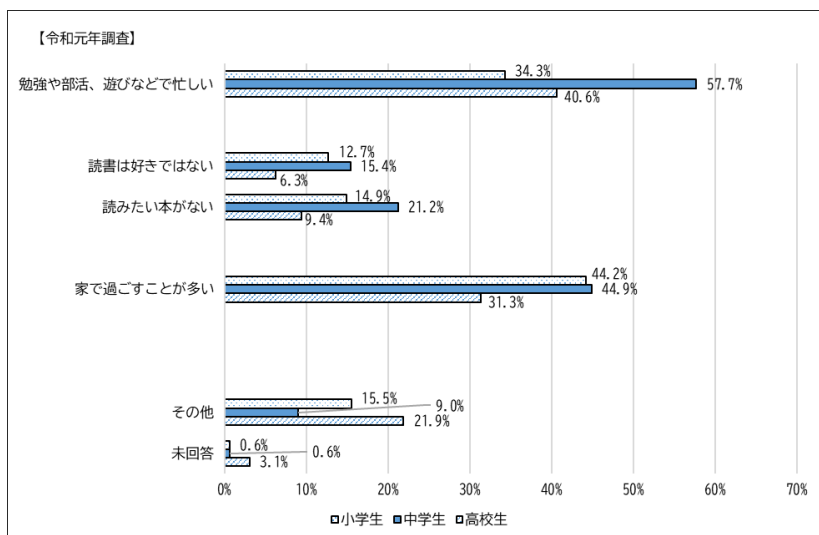
問22 【問20】で小平市立図書館を「ほとんど利用しない」とお答えの方におたずねします。
小平市立図書館を利用しない場合、その理由は何ですか。



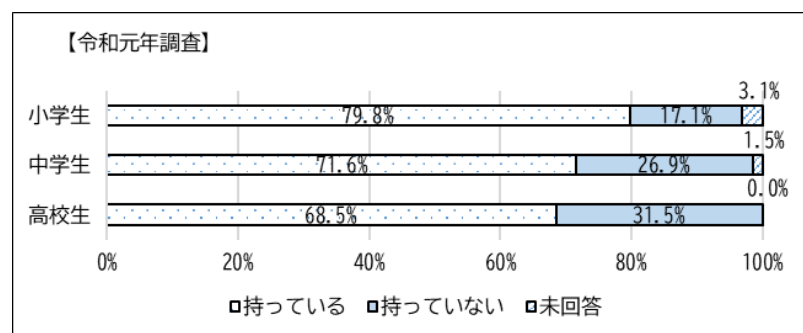
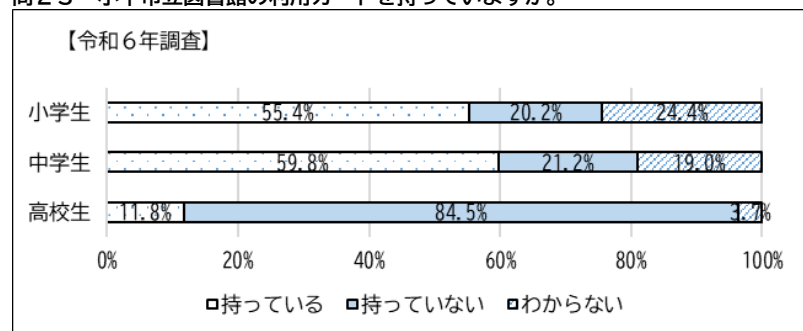
◆その他・・・

- ・時間がない
- ・習い事・勉強・遊びで忙しい
- ・遠い
- ・どのような本があってどのように利用できるかわからないから
- ・ひとりでいけないから
- ・場所がわからない
- ・親が借りてくる本を読む
- ・行くのが面倒くさい
- ・返しに行くのが面倒くさい
- ・本を返さず迷惑をかけてしまったことが何度かあるから
- ・学校図書館で事足りている
- ・地元の図書館に行く
- ・面白い本がない
- ・本がボロボロ
- ・本は買っている
- ・小平市民ではない
- ・こどもが騒がしくて集中できない
- ・本を汚してしまうのが申し訳ない
- ・インターネットで情報が得られる信用できる情報が身の回りに増えたから
- ・帰宅方向と逆だから

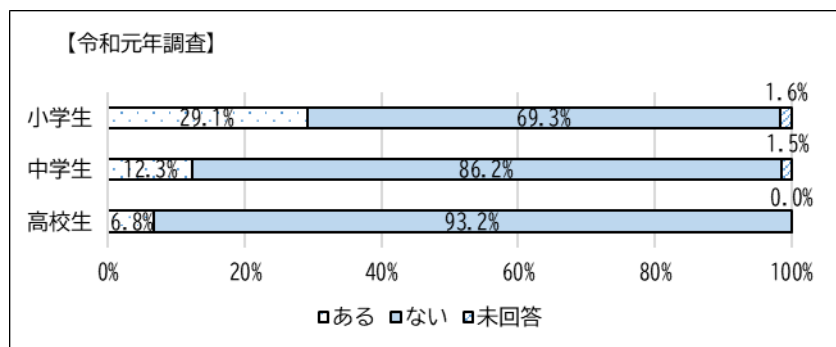
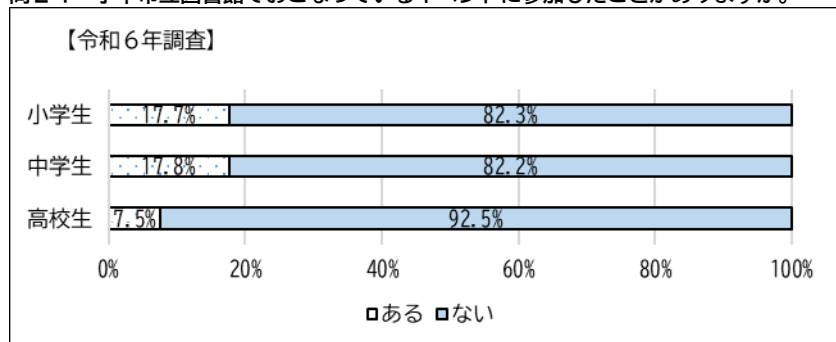
など



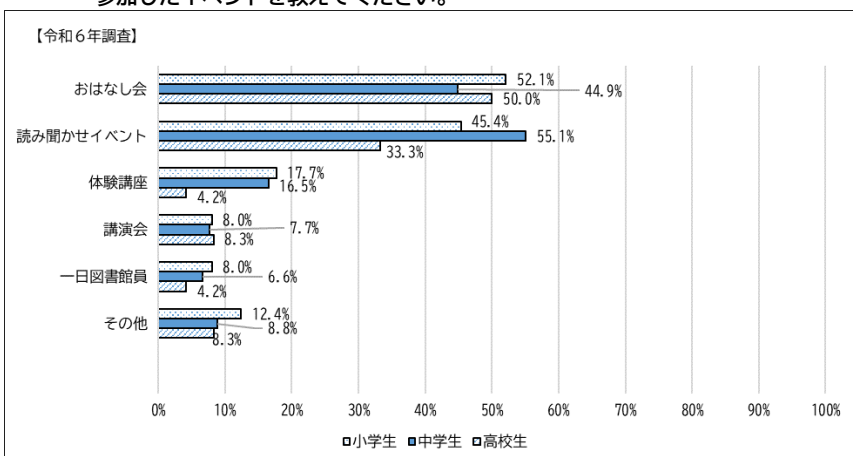
問23 小平市立図書館の利用カードを持っていますか。



問24 小平市立図書館でおこなっているイベントに参加したことがありますか。



問25 【問24】でイベントに参加したことが「ある」とお答えの方におたずねします。
参加したイベントを教えてください。

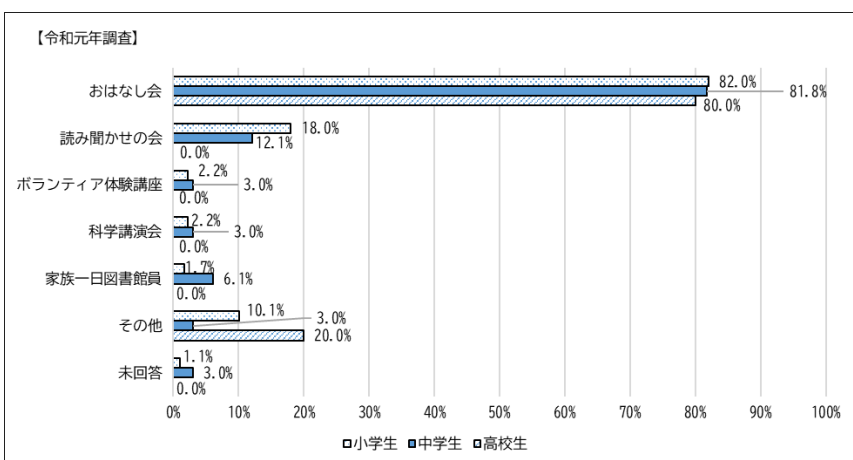


◆その他・・・

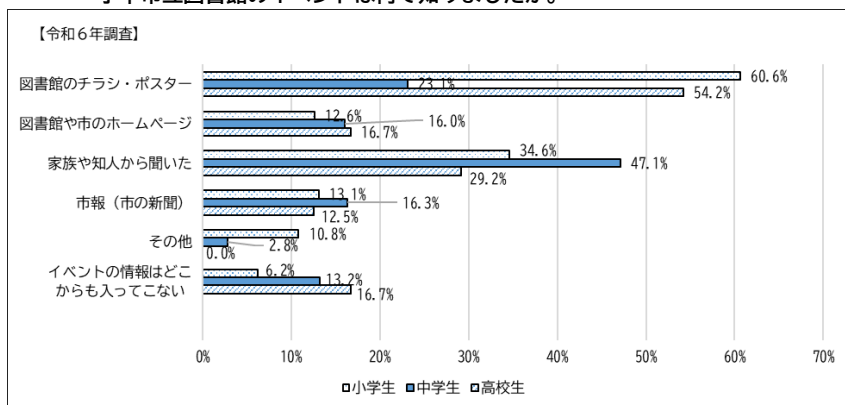
- ・おみくじ
- ・スタンプラリー
- ・職場体験
- ・展覧会
- ・よるのおはなし会
- ・らくご会
- ・しおりをもらった
- ・くじ引き
- ・クイズ
- ・英語の先生と一緒に遊ぶイベント
- ・なかまちテラスの電飾づくり
- ・スタンプ
- ・本を読んで図書カードに書くと景品がもらえる
- ・福袋
- ・クリスマス会
- ・ふくろうを探せ
- ・折り紙
- ・ぬり絵

など

※公民館のイベントと思われる回答も多かった。



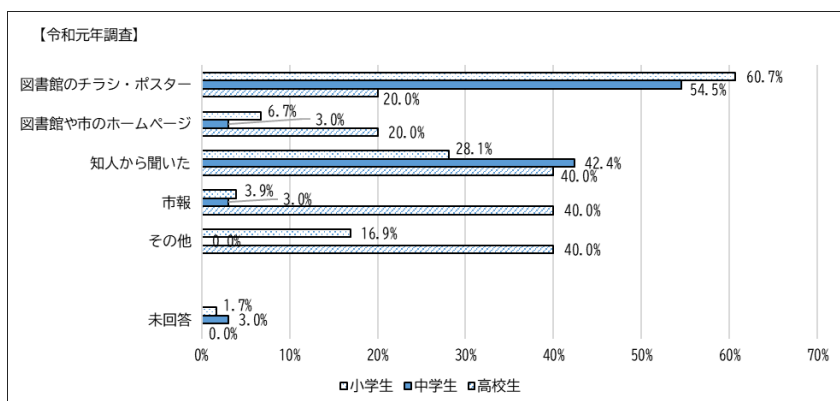
問26 【問24】でイベントに参加したことが「ある」とお答えの方におたずねします。
小平市立図書館のイベントは何で知りましたか。



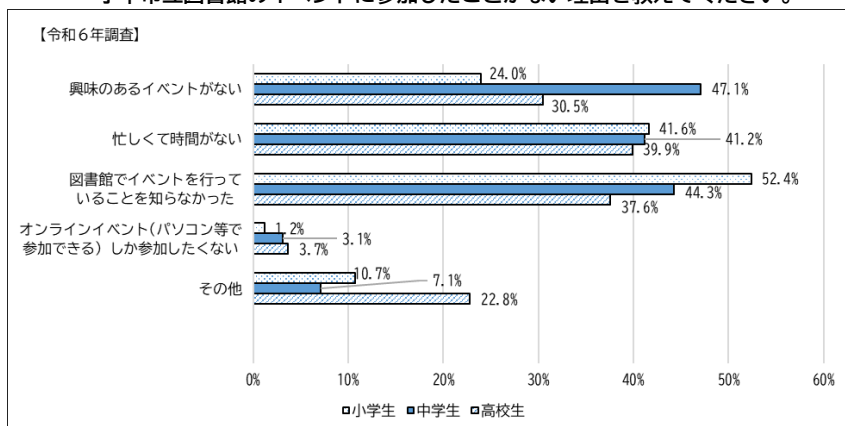
◆その他・・・

- ・学校からの配付物
- ・学校の掲示
- ・全校朝会で話があった
- ・学校図書館の先生
- ・学校の先生
- ・図書館職員から聞いた
- ・友達
- ・家族
- ・図書館に行ったらやっていた
- ・スマートフォンやiPad
- ・メールマガジン
- ・図書委員会
- ・部活
- ・市報

など



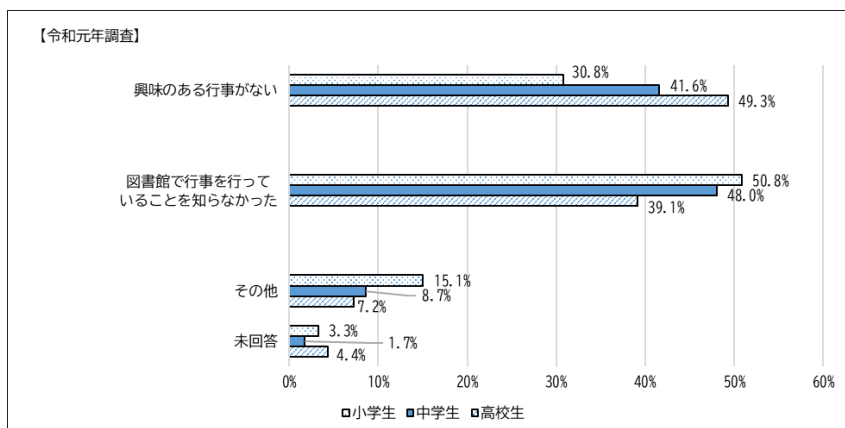
問27 【問24】でイベントに参加したことが「ない」とお答えの方におたずねします。
小平市立図書館のイベントに参加したことがない理由を教えてください。



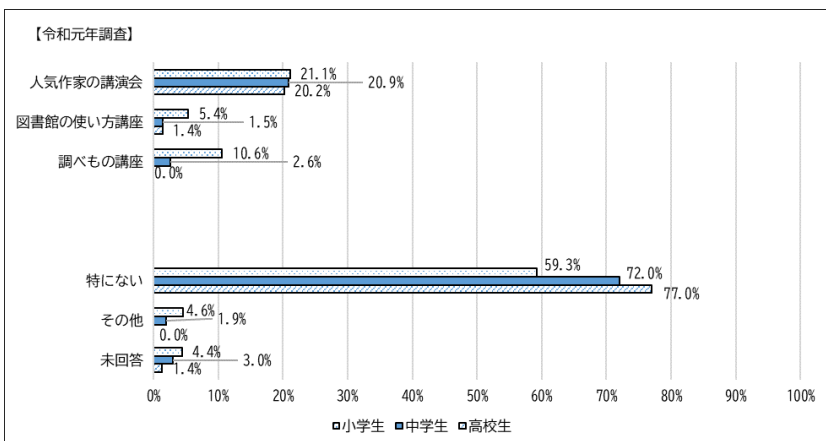
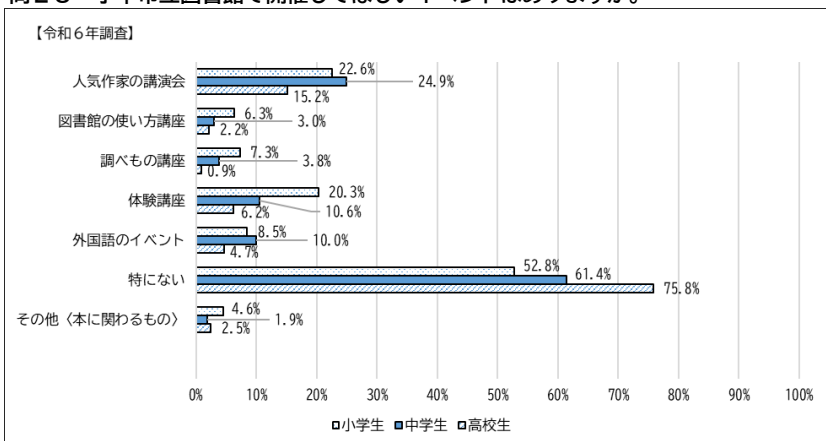
◆その他・・・

- ・小平市民ではない
- ・ゲームや遊びをしたい
- ・親が忙しくて行けない
- ・休みの日をつぶしたくない
- ・図書館のイベントには飲食やお祭りにある遊びがないから
- ・人数制限や予約が面倒
- ・イベントは小学校の児童までが対象と思っていたから
- ・申し込みがいっぱいで参加できなかった
- ・図書館を利用しないから
- ・小学生向けのイベントが少ない
- ・コロナ禍でイベントがなかった時期があったため現在もイベントが開催されているのか認識がない

など



問28 小平市立図書館で開催してほしいイベントはありますか。



◆その他・・・

- ・人気の本の紹介
- ・好きな本を紹介し合うイベント
- ・自分のおすすめの本を紹介する
- ・同じジャンルが好きな人の交流会
- ・特定の本を読み感想を言って交流する読書会
- ・ビブリオバトル
- ・本読み競争
- ・人気作家のサイン会
- ・読み聞かせイベント
- ・本が無料でもらえる
- ・本を読んでスタンプをためるとプレゼントがもらえる
- ・自由研究に役立つ演技みたいなもの
- ・本の使い方講座
- ・本の面白さを伝えるイベント
- ・落語
- ・国旗講座
- ・指定された本探し
- ・イベントはいろいろな良書を購入してほしい
- ・一日図書館員
- ・小説がいっぱい読めるようなイベント
- ・本の書き方を教えてもらえる体験イベント
- ・震災や戦争経験者の講演会
- ・古本市
- ・宝探し

など

問29 小平市立図書館、学校図書館に希望することがあればご記入ください。(1,353件)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新しい本を入れてほしい ・図書館から中学校へ貸し出している本をもっと多くしてほしい ・本を多くしてほしい ・学校がおわるのが4、5（たまに6）時ぐらいなので平日、6、7（8）時まで開館してほしい ・朝開館してほしい ・朝読書がしたい ・もっと仕切られた自習室がほしい ・図書館の利用方法について掲示物などで教えてほしい ・インターネットで自分で調べて読むことができる図書館 ・読むスペースをもっと広くしてほしい ・パソコンを置いて、電子書籍を読むようにしてほしい ・小さい子も読める本を出してほしい ・中学生や高校生が読んでいるような本が沢山欲しい | <ul style="list-style-type: none"> ・面白い本などを教えてほしい ・もっと今の小学生が好む本をおいてほしい（友情もの、恋愛ものの本を増やしてほしい） ・シリーズ物を増やしてほしい ・字が細かい本や小説が多いから文字が大きい物語や絵本をおいてほしい ・中、高、大学生向けの本を追加する ・たくさん借りられている本、おすすめ本などのコーナーを作してほしい ・ゆったりリラックスして座って読める子供用の空間がほしい ・わくわくする本の出会い方や難しい本の読み方など、どのような本を選べばよいか相談したい ・本の場所の表示をわかりやすくしてほしい |
|---|---|

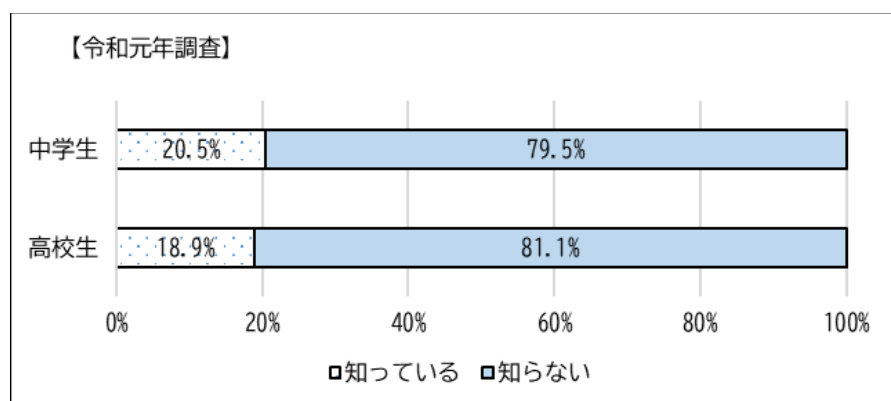
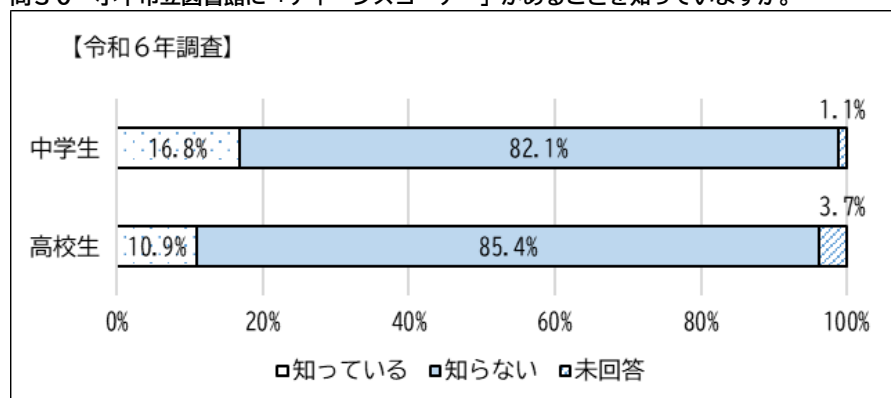
など

【ティーンズコーナーについて】※中学生・高校生対象

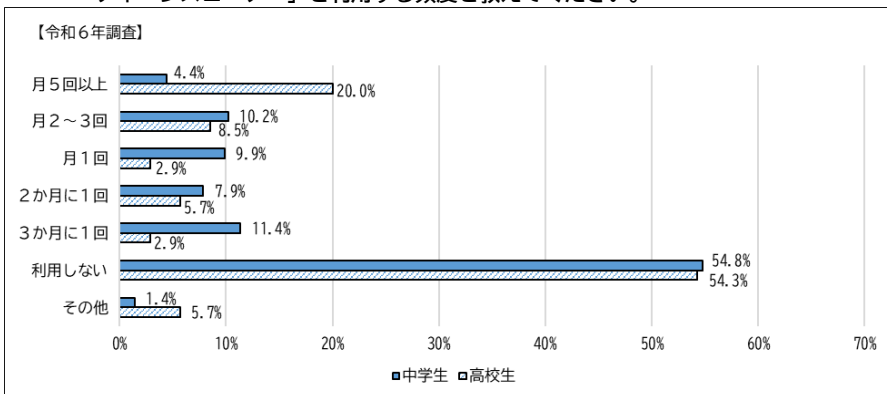
小平市立図書館には、10代の方向けの本を集めた「ティーンズコーナー」があります。

また、中高生が集まって、ティーンズ大賞の本を選んだり、おすすめ本の感想や一覧を作成するなど、小平市立図書館を魅力ある場所にすることや読書の意義や楽しさを学び伝える「ティーンズ委員会」があります。

問30 小平市立図書館に「ティーンズコーナー」があることを知っていますか。



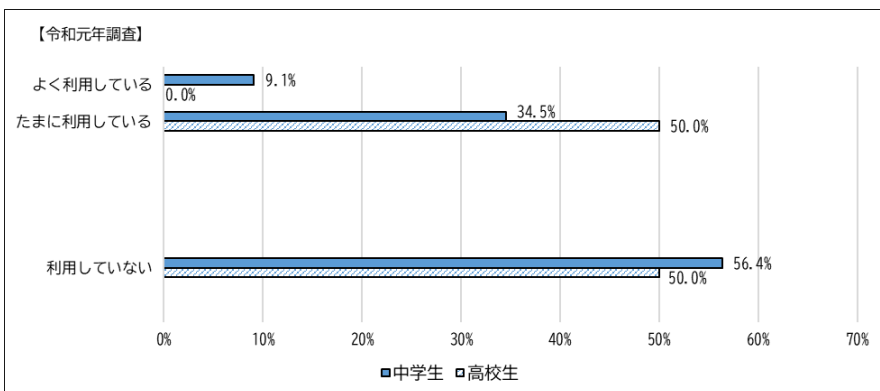
問31 【問30】でティーンズコーナーがあることを「知っている」とお答えの方におたずねします。
「ティーンズコーナー」を利用する頻度を教えてください。



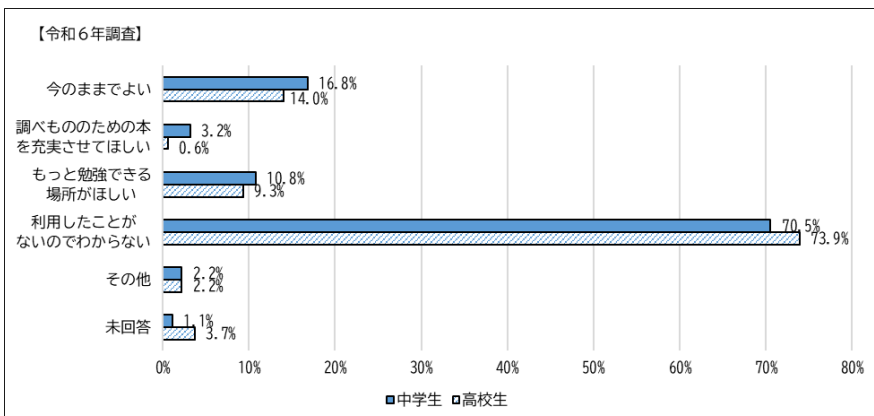
◆その他・・・

- ・半年に1回
- ・不規則（たまに）
- ・図書館にはあまり行かないが行ったときはほぼ利用している

など



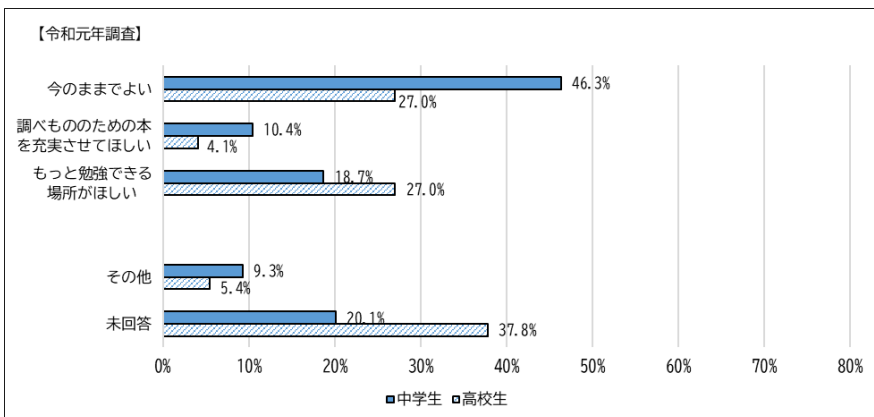
問32 「ティーンズコーナー」にどのようなことを望みますか。



◆その他・・・

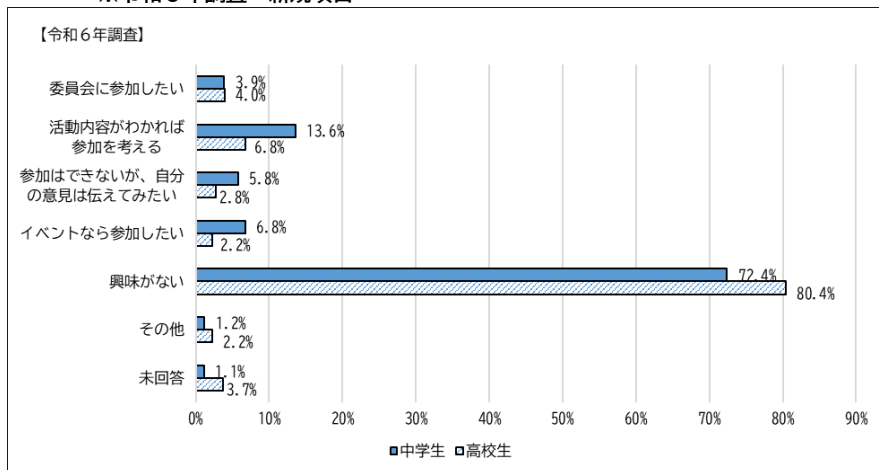
- ・もっといろんな人の目線の本が欲しい
- ・もっと刺激のある本(サスペンス、ミステリー、ホラー)を置いてほしい
- ・もっと本を増やしてほしい
- ・新しい本を増やしてほしい
- ・英語の本を置いてほしい
- ・中学生向けの小説や話題のエッセイを置いてほしい
- ・机といすの高さを利用しやすくしてほしい
- ・透明な仕切りではなく木でできているしっかりしたもので個人の空間を作してほしい

など



問33 学校図書館や小平市立図書館を、中高生にとってもっと魅力のある場所にするために、「学校の図書委員」や小平市立図書館の「ティーンズ委員会」に参加したいと思いますか。

※令和6年調査 新規項目



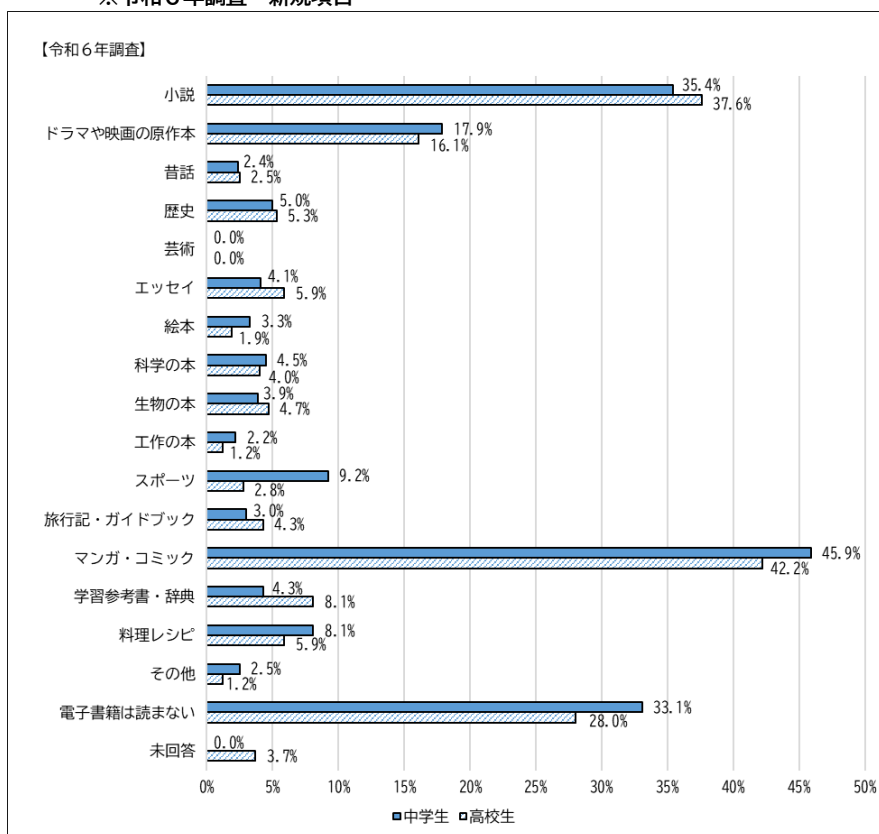
◆その他・・・

- ・ティーンズコーナーを見てみないとわからない
- ・近隣市の活動に入っている
- ・すでに学校の図書委員をやっている
- ・好きな作家が来るなら参加したい
- ・友だちがやるなら参加を考える

など

問34 電子書籍で本を読むのは、どんな種類の本ですか。

※令和6年調査 新規項目



◆その他・・・

- ・マンガ
- ・ゲームが原作のライトノベル
- ・ジャズ・ボサノバなどのギター関連
- ・ティーンズ向けファッション誌
- ・ビジネス書
- ・ファンタジー系
- ・ホラー・サスペンス
- ・ライトノベル
- ・ロシア文学
- ・図鑑
- ・小説
- ・恋愛もの
- ・随筆
- ・戦争もの
- ・神話
- ・選手名鑑
- ・韓国のドラマ
- ・音楽
- ・雑誌

など

(資料2) 第5次小平市こども読書活動推進計画策定の基本方針

1 計画策定の背景

小平市教育委員会では、こどもたちの読書活動を推進するために、「第4次小平市子ども読書活動推進計画」を策定している。

国においては、令和5年3月に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、施策の基本的方針と推進方策を示している。

また、本計画の上位計画である「第二次小平市教育振興基本計画」（令和5年2月策定）では、「基本的施策1 確かな学力の向上」で学校図書館の活用推進や読書活動の推進を挙げているほか、「基本的施策8 家庭教育への支援」で家庭における読書活動の推進を挙げている。

現行計画の「第4次小平市子ども読書活動推進計画」は、令和6年度で計画期間が終了することから、令和7年度以降の計画として、現行計画の成果や課題、社会情勢の変化等を検証した上で「第5次小平市こども読書活動推進計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項に基づき策定するものである。計画の策定にあたっては、「小平市第四次長期総合計画」及び「第二次小平市教育振興基本計画」等の上位計画及び関連する個別計画等との整合性を図る。

3 計画対象期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4 計画策定の体制

(1) 図書館協議会

小平市図書館条例（平成12年条例第19号）に基づき設置した図書館協議会から意見を聴取する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案の段階において市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施し、広く意見募集を行う。

(3) 庁内体制等の確保

庁内関係課で組織する「小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議」において、策定内容の調整を図る。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告する。

(2) 情報の公開

図書館協議会は公開とし、会議録及び資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

6 実態調査の実施について

令和5年度中に、こどもの読書環境等を把握するためアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。

本調査は、未就学児の保護者、市立小・中学校の児童・生徒、市内高校の生徒を対象に実施する。

7 計画策定スケジュール

	協議会等・市民参加	事務局
令和6年1月	・ 図書館協議会①（基本方針報告）	・ 基本方針 教育委員会で協議
令和6年2月	・ 基本方針の公表	・ 基本方針 社会教育委員の会議で報告
令和6年3月	・ 図書館協議会②（アンケート実施報告）	・ 各学校等へアンケート実施
令和6年4月		・ アンケート集計・分析
令和6年5月	・ 図書館協議会③（問題点の把握）	
令和6年6月		・ 庁内検討会議（随時開催）
令和6年7月		
令和6年8月		
令和6年9月	・ 図書館協議会④（骨子案の検討）	
令和6年10月		・ 素案策定
令和6年11月	・ 図書館協議会⑤（素案の検討）	・ 素案 教育委員会で報告
令和6年12月	・ 市民意見公募手続（パブリックコメント）	
令和7年1月	・ 図書館協議会⑥（計画案の検討）	・ 市民意見集約・反映、計画案策定
令和7年2月		
令和7年3月	・ 図書館協議会⑦（報告）	・ 計画 教育委員会で報告
		・ 印刷・製本、公表

■ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

■ 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■ 学校図書館法（抄）

（昭和二十八年八月八日）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。))以下「学校」という。において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。))を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- (司書教諭の設置の特例)
- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○ 学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成 9 年政令第 1 8 9 号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

○小平市立図書館条例(抜粋)

平成12年
条例第19号

(図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○小平市立図書館条例施行規則(抜粋)

平成12年
教委規則第7号

(図書館協議会)

第13条 条例第9条第1項の小平市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の関係者 3人以内
 - (2) 社会教育の関係者 5人以内
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
 - (4) 学識経験のある者 6人以内
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第14条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。
- 5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
- 6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

(資料5) 小平市図書館協議会委員名簿

〔任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日〕

(敬省略)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	落 合 美 代	学識経験のある者
副 会 長	伊 藤 規 子	公募委員（社会教育の関係者）
委 員	石 井 彩	公募委員（社会教育の関係者）
委 員	海老名 直子	公募委員（社会教育の関係者）
委 員	岡本 由起子	学識経験のある者
委 員	神 子 知 浩	学校教育の関係者（小学校長）
委 員	菅 野 博 美	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委 員	栗 林 昭 彦	学校教育の関係者（中学校長）
委 員	丹 治 正 弘	公募委員（学識経験のある者）
委 員	溝 口 かおり	公募委員（社会教育の関係者）

令和6年4月1日現在

（資料６）小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議設置要綱

平成２１年４月１日制定

（設置）

第１ 小平市こども読書活動推進計画の改定について検討を行うとともに、こどもの読書活動を推進するため、小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２ 検討会議の所掌事項は次のとおりとする。

（１） 小平市こども読書活動推進計画に関する事項を検討すること。

（２） 小平市のこどもの読書活動の推進に関すること。

（構成）

第３ 検討会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第４ 検討会議に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

２ 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

３ 副会長は、検討会議を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第５ 検討会議は、会長が招集する。

２ 会長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６ 検討会議の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

（その他）

第７ この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３、第４関係）

役 職	職 務 名
会 長	中央図書館長
副会長	こども家庭部保育課長
委 員	こども家庭部子育て支援課長
委 員	こども家庭部保育指導担当課長
委 員	こども家庭部こども家庭センター長
委 員	健康福祉部障がい者支援課長
委 員	教育部学務課長
委 員	教育部指導課長
委 員	教育部地域学習支援課長
委 員	中央公民館長

(資料 7) 小平市こども読書活動推進計画庁内検討会議 委員名簿

役 職	氏 名	職 務 名
会 長	利光 良平	中央図書館長
副会長	森田 恒明	こども家庭部保育課長
委 員	村田 美紀	こども家庭部子育て支援課長
委 員	児玉 志佳	こども家庭部保育指導担当課長
委 員	照井 幸枝	こども家庭部こども家庭センター長
委 員	市川 正巳	健康福祉部障がい者支援課長
委 員	飯島 健一	教育部学務課長
委 員	岡崎奈緒子	教育部指導課長
委 員	竹中 敏明	教育部地域学習支援課長
委 員	季高 一成	中央公民館長

(資料8) 市民意見公募（パブリックコメント）

市民意見等（※電子メール、ファクシミリ、市ホームページ、持参等による）

意見受付期間	令和6年11月26日（火）～令和6年12月25日（水）
意見受付人数	1団体、2人

第5次小平市こども読書活動推進計画
— こどもが本と出会うために —
(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

令和7年3月発行

編集・発行 小平市中央図書館
〒187-0032
小平市小川町2丁目1325番地
電話番号 042-345-1246
FAX 042-345-1483
電子メール tosyokan@city.kodaira.lg.jp

¥190

